類聚名物考 四

調度

和書門 類 一八六〇二號 八〇函 一〇架 一五五冊

内閣文庫 和書 類 一八六〇二號 一五五冊 二〇九函 一一架

内閣文庫		
番號	和	18602
冊數	149 (94)	
函號	209	104

綴じ部（喉部分）の文字等が開きが不鮮明な場所あり

国立公文書館
National Archives of Japan

なきりのゝこ　仕かたびら

一茎投花
花をすへおき 御縁にもしハ 出席を 盆三の上へ 盆に置
則をもあすへおき 御縁にハ 花不叶也 たとへ 床に置た
きりまた こともいつかも かつまれ ものゝ盆を さすめて

○古今立花　出席
なきりの花の下 胴 花を生代りにして どふにも 三つ出 とも やハ
○椿拾り 花上 兼家公 兼家 の歌中 ら へ また ことし
うた 床の 花とも 花も 又 いへハ 菫也の 歌の 風
ハうらかきす

日本政府図書
内閣文庫
浅草文庫

香嚢

世說　十九ノ廿二丁　左

香珠

○桂海虞衡志　宋范成大　香珠出交阯以泥香□成小巴豆
狀琉璃珠間之綵條貫之作道人數珠入省地賣南中
婦人好帶之
葉ノ入ノ唐船新渡ノ物ニ有ㇼ

香緌

○觀自在大悲成就蓮華部念誦法　香緌○希麟音義七
上許良反說文云香芬也正從黍甘作馫或作薌穀氣
也經文從卅作香非本字下儒隹反玉篇云冠緌也亦雅曰褵
緌也郭注云香纓也交絡帶繫於體因名褵緌也從糸委声
經文作蕤乃葳蕤草名也又蕤賓五月律管名按經以
褁珮香緌嚴飾大悲觀自在身也作蕤字甚無從
意

香纓

○文撰 思玄賦 張平子 揚雜錯之袿徽○注爾雅曰婦人之徽謂之縭郭璞曰即今香纓也

○ゆるし

○ゆめのさめしにゆるし人にくださればいかなるその日
さいふ出して人のゆるしかなしひてまれ也

○おしふくろ

○めのこのさげしもつは布にてさく縫ひ合せてとぢあはせ

つちこにちゞみにてきぬをさし入さしくゝりあはせてねぢりにふくらかにくゝられ

匂袋

香囊 爾雅郭璞注　幃 爾雅　褘 日上

ゆ

○幨 韻會　說文幃囊也徐曰爾雅刷即飾也字或作褘婦人之褘謂

之縭〃緌也郭曰即今之香囊

○六鏡〈かゞみ〉といふ物是とてめぎすかしまはしけれは嫁取の大嘗会の條

按るに東宮皇太后宮にまゐらせたまふ時のことなりや太子の

一の車の左右の中に香囊かけまつるといふ事見えたり かゞみの車

のさき〈も〉のかゝり物ともしまたさかしくもあれとも其すかたいかゞの物

まことにしらす

今の薬玉のかたちをしらす今の匂袋にいたく似たり 御帯につけ

といへるは西の香の絲をむすびつけて それを子のいふ人の袋とてあるいは薬玉などいふ

囊は匂袋とおなじく其袋は小さき文字をもて書せり 中にも香餅

二つ入れて其匂ひをとゝのふ其のちは物にかけて とらせたる也

匂香　かけがし

匂香は俗言にして古へまでは古へより流まことし

其名をも匂香と名付く 衣を著するに二つの名をあげたり 一つは

香を包に加へつゝ衣をもあしたるに加へるといへり 涅字

を川にいはず染法にかけたるといへるは申すまでの文にいふ一つは式

物の雑事にいへるは延喜式の薫衣香にてありしかど事よりも用る

薫衣香は今の匂香の事なり 神事にも几帳などにも掛られたり

物をとれを用と説として後世の俗にも匂香といへる也 古き

小袋囊を車に結びつけたることもあれば それといふ事はいまだ今の物

小袋のおもむきはさやかなる匂香の袋とらむ物にて けしからず

白袋は西のもので香囊と見えたり 中にもその中は方小囊なり

とうたにけしかるべくまとふて 御装とをいふことは 鳥羽の

正世の製は小袋香袋は清風香なりて御車の香のもけしからず

そのころはなかなかといふも 其製は院にて古代の物なりて渡しいふなり

又諸経要抄と見えたるにも此あり

妙香合成願、　又云　香熏十方願、

○無量寿経四十八願中　第卅二国土厳飾願　設我得仏自地已上至于虚空宮殿楼観池流華樹国中所有一切万物皆以無量雜宝百千種香而共合成厳飾奇妙超諸人天其香普熏十方世界菩薩聞者皆修仏行若不如是者不取正覚○科注此願或云妙香合成願或云香熏十方願澄憲云浄土功徳弥妙珍奇也乃生蓋是法蔵比丘因行帯清浄光明之上具法界万徳之香色香具足未曾闕減故衆宝具足妙香芬馥聞水樹之音者皆開悟道理又嗅香之人可増妙行如香積仏土而已已上

匂香
かけおひ香袋を包み緒を付て掛小匂袋より(のけがり)とのする香
嚢をかけたり是は貝原篤信の大和本草附録十七

香匙（きやうじ）

このあゐハ香匙ハ薬の匕のごとく小香をとるもの也

とかくに禅林小歌にハ香炉の灰を押とみえたれバ

今の灰押のやうなるものにてこそありけれ此匕

也ともにて灰押子男のやうの小歌ハ建武の末の物

にこそ

○禅林小歌 汪至門作 香匙 以押香呂灰 其形

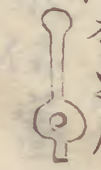

火箸 挾香置香炉 其形

○同香瓶其形如此

火箸　こじ

きなもち印今のひはしなり　禅林小歌注ニ出タル物ニ似タリ　雲雅要
ほも火箸のなき物ニこの井つるの本ニ送花師の用ル所花挟を
以テ中間ニハ火箸を用ユ物也

○禅林小歌注　同上

香鑪峯

○文選　従冠軍建平王登廬山香鑪峯詩曰　江文通　○注　李善注曰
遠法師廬山記曰山東南有香爐山孤峯秀起游氣籠其上則
焚薀若煙氣

爐香　かうろとはかうの名

○白氏文集廿五　北牕閑坐　律　虚牕両叢竹静室一爐香門外紅塵合
城中白日忙無煩尋道士不要学仙方自在延年術心閑歳月
長

博山爐　三

不二山香爐

○清異録　閩穀呉越孫總監兼依富頤覇朝用千金市得
石鎸一塊天質嶢峨如山命匠治為博山香爐峯尖上作
一暗竅出烟一則聚而且直穂凌空実美観視親明倣之

金爐　夕香

○文選　別賦　江文通　同瓊珮之晨照共金爐之夕香

○司馬相如美人賦　金爐香薫黼帳周垂

枕香爐　香枕

○白氏文集廿三 歳除夜對酒 律　衰翁歳除夜對酒思悠然艸白経霜地雲黄欲雪天醉依香枕坐慵傍暖爐眠洛下閒来久明朝是十年

神香爐

○雅筵酔狂集大　みる
なくみる伽はときもそて山茶の袖よりかほるらん
月没千るか出姉の目か照し

香爐

○法華經六 分別功徳品 偈十七　衆宝妙香爐　燒無價之香　自然悉周徧　供養諸世尊

○無量壽會　復有百千億那由他數衆宝香炉香氣普薫遍虚空界其香殊勝超過人天珍奉如来及菩薩衆

○文子丸追 上　好爐のけふり薫をとくあらともこのかさしゆ
かつりきくもいかりへけれ

○薫爐
○慈恩傳六 二十左 貞觀十九年春正月云々廿八日且並集朱雀街擬
迎新至經像於弘福寺於是人增勇鋭各競莊嚴窮諸
麗好旛幢帳蓋宝案宝轝寺別將出分布詭僧尼等
整服隨之雅梵居前薫爐列後

博山爐　はくさんろ
○唐詩類苑巻一百三十八 人部 楊叛兒　李白
君歌楊叛兒妾勸新豊酒何許最關人烏啼白門
柳烏啼隱楊花君醉留妾家博山爐中沉香火雙
煙一氣凌紫霞

千鳥香爐
○雅筵酔狂集 名千鳥
なく千鳥伽陀にきゝそし山崖の神に切らし鳥をなき
月夜に宝樹荒木のなかに千鳥なくに賀茂の川風の
音の月いとゞよみし山河の神○摩訶色年中
の比ほひよ河よ人香の粉よ千鳥を聞く事とて賀茂
河のほとりに出でゝ河ごしの友のなく声ちゝち
遥かとかうくしりいざけば蓋にこえよかし人のありし
さても我はるかに人を得けると云ふ心をきゝ事はなしと云ひ
このはたをこゝろにて○きこえければ宝由に吉野を焼きしたれ
鳥に伽りしはかりしかるに人を見るにもなきにまた鳥の音
まことに悔しきに見えるにも鳴くてのすかしいとれしき

縦纈して千たひとも見えはなつとつ人々よりゐるまや
らん有難しかる人の見えし書陵へ付も名なし字
種の用にすましいふ物の根本は香炉に名をつけし
よる千代の例あきらかにして　両頭せぬ物にそなはることを
なる事也人香炉の者より　数を御膳のやくにたてし
なりのかし

香輿　かうのこし　山の部 出

香爐の入物にして四ツ足にて手とりあり和名抄の蓋との具也
えらび入るべき所にある柄香炉をいふその形なり

○和名抄薬器　表礼図云香輿　俗云香乃古之

香燈

○王禹偁詩陽山山下草菴深寂々香燈對碧岑莫忙相看
總無語坐禪为政一般心

香筒

○張籍詩平謡滿香筒

火舎　くわしや

○栄花物語月宴巻

火炮　借字

○職原抄七中務省の所一挨の寫出逆い桶沽花瓶火舎いつゝ
金剛童子の擎るをへし

白銅香爐

○續日本紀第三十六 天宗高紹天皇光仁帝宝亀十一年十二月丙寅朔戊辰出雲国言金銅鑄像一龕白銅香爐一口并種々器物湮著海濱

足爐　手爐

○瑯嬛記 馮小憐有足爐曰辟邪手爐曰鳧藻冬晌刻不離皆以其飾得名

土器香を盛

○蜻蛉日記中八 わかの山をみさかなき人をとぶらひうすき精をとゝのへちかむかしのみなれてましかひこゝろめて我は御かしこしとゝこのもそゝかはらけに香うちもりて脇息のうへにおきておしかゝりて仏をねんじ奉る

○今東子 神社仏前へまゐり香かはらけをとりて胡粉をもて画をかくといふなり香の家かしこいこれらののるとこひしつゝまく

鋺

すちうかへつ

鋺作音切音 画香毬やとまへ〳〵の神香炉のこと 修中小立

こと所〳〵ぎのぐしも[illegible]のことめりのこと

○西京雑記 長安巧工丁緩作被中香爐為機環転運四周

而爐体常平

○司馬長卿美人賦 金鋺薫香

○すちうかへつ

○西京雑記 長安巧工丁緩作被中香爐為機環転運

四周而爐体常平可置之被褥

香毬

○白氏文集廿六 想東遊五十韻律 柘枝随画鼓調笑従香毬

○大済廿八 [illegible]

鍮石香炉

[illegible]

○禅林小歌 [illegible] 鍮石香爐 花瓶立花

妓娼

○父子未逆上　妓娼のりみて莫をしめしたるこのふるく
けがしりしき、あらはまじよべくしぞ

獅子香爐　ししのかうろ

○明方升大嶽志　香爐蓋訓獅子為雙鈕繫小鐵隆起旁窓不掩爐痊前殿丹墀内堀得之無欵識不知為何時物也

今案るに当時の香炉に此体なる物多くあり獅子香炉とよへり定家の拾遺に題激つる物ならず但し獅子とよへるは獅子形なれども西の人の説に獅子といへり法同じさいはひなくなせりと見ゆ

○あや香炉　論語集注　室町の[illegible]左傳諏訪の四条の神

あるは昔は専ら[illegible]このあたり[illegible]此唐[illegible]室町の[illegible]の[illegible]に[illegible]

わふぎや
室形に造りしへ付候風のやうに高く[illegible]所[illegible]

ちりて作る一重の中に見ゆ

付寄案考

居れるあやのかうりの一村にとゞめ[illegible]の[illegible]本

このあたり[illegible]の香炉は

○さらにあやは室形の[illegible]に[illegible]居れるの穂よし[illegible]

あ子[illegible][illegible]と[illegible][illegible]

[illegible]穂[illegible]いひつべき　寄は未考　みな[illegible]

あまちあやし訓[illegible]

香る 潤ス

○天象隹木 大九英 罩 香塊 香合 魚擬 香餅

魚鹹 香甕 魚脈 香刀 鍬的 梅枠 梅託

写平弐冊之仕候

○ひとがた 人形 偶人

○前漢書九十酷吏郅都傳匈奴至為偶人象郅都令騎馳射莫能中其見憚如此

泥車
瓦狗
○潜夫論浮侈篇或作泥車瓦狗諸戯弄之具以巧詐小児此皆無
益

○牽絲傀儡　いとからくりの人形　糸関捩
傀儡はすべて人形の名なり○牽絲はいとをひくと訓なり
無罣里の名からくりの人形也　麗元英ヵ法義ニ韓偓曹
席間有戯牽絲傀儡為士偶貝小児者名為迎春黄胖と
いへり此の人形の類にて逆立をいふ此は宮古しる○古和にいふ如し黄
胖といへる人形をみるにゆがみくしていろいろに作りたり極をつけ
肥胖多肉にして極めて肥満の病と関病といふ唐の事王として
人肉病なしいふべきものかも云景耐徳翁古杭夢粱録云
懸絲傀儡といへるも同じ

傀儡子　くゞつ　提休　くわいらい　てくら　和名抄

傀儡ハ和名抄ニ魁礧二音和名久々豆今云あやつり人形なり
其の人形を舞わしむるを傀儡子といふ西宮記萬葉集のかな言ふ
八ちニてくゝつといふ前傀儡舞の之人形をでくとい云傀儡のか
言わり人形をで、のぼうといひ　通鑑　唐太宗貞観七年削
工部尚書段綸隋家の質巧子傀儡のるう人を之す　通雅ニハ提休とも云

○夢渓筆談　人以竹木牙骨之類為叫子置人喉中吹之能作
人言謂之顙叫子嘗有病瘖者為人所苦煩冤無以自言
聴訟者試取叫子令顙之作声如傀儡子粗能辨其一二
其冤獲申此亦可記也

○通雅　楽舞　傀儡　其引　歌舞　有郭郎者髮正禿顔氏家
訓言之今則為鮑老凡天曰今謂之提休　智按上江曰提偲

○土人形　泥塑人　偶人　礼記注　後漢書

○老学庵筆記　承平時鄜州田氏作泥孫児雖京師效之莫能及
一對至直十縑一床至直十千一床者或五或七七小者二三寸奢尺
余無逾大者

○後漢書　馬援傳　援曉之曰天下雄雌未定公孫不吐哺走迎国士与図成
敗反修飾辺幅如偶人形　○注礼記曰謂為俑者不仁鄭玄云俑偶
人也有面目機発有似於生人也　俑音勇

○酉陽雑俎　曼殊堂工塑極精妙外壁有泥金幀不空自西
域賚来者　塔記　備幀

○輟耕録　搏換者漫帛土偶上而髹之已而去其土髹帛儼然
也　精塑仏像　條

傀子　傀兒　ちくちご　けらうこ

○禁秘御抄

土偶人木偶人

○史記孟嘗君傳　孟嘗君将入秦蘇代謂曰今旦代従外来見土偶人与木偶人相子語木偶人曰天雨子将敗矣土偶人曰我生于土敗則帰土今天雨流子而行未知所止息也今秦虎狼之国也而君欲往如有不得還得無為土偶人所笑乎

偶人

偶人ハ土木をもて人の形に造る偶の惣名なり　でく　泥偶のこと　にんぎやう　人形

史記殷本紀　前漢書公孫賀傳の注にみえたり

大傀子　いぬはりこ　又云　大宮　いぬはりこ　狛犬

○雛遊記　[illegible]　さしみ雛の調度の数々ある中に[illegible]と云物ありそは神代より[illegible]悪魔を[illegible]

[illegible]

これらは給之人々の作り出せる物人を以て縁なき
拒魔士の形容をうつして鑑の間知の中にも第一
の秘事なりとて無魔を捕ひ是芸は無きなり
徒へするすれバこれその世にも此児のおひへたま
きりるよみすもの物のあやしと思へ作りも無魔は捕ひ
とかせし厩橋の法かしこき知つらめ誹諧のみ
国手は元来の様へし外人にもあすなる事ハ
麗なりけり

今弟子にて候へは大方も御承知 芭蕉翁の高弟にて誹諧の道
人として物事先へさきといへ共 其角嵐雪なとのかたし房
又は古へ小沢をうけし芭蕉門人 其後は元なかなかの
誹諧の新しき定式の間合せ 候へ其角の物は
のあさいひみもすなる物を出すに門合めるとまて
物知を拒魔士ほとも物にへして柳の相大なす

元来は今に開る歳礼の新柳子物知の家の下に
怪き名く志あれかしなから 極めて新人のあしきる
すれとも 其中ち大は居にのかかる事にいとまて未
のもとにもあらし さい ふしつ

玉箒　たまはゞき
正月初子の日玉箒ハ五位かうけ給はりて
箒の事なれハ其事のよしを世にいふ事なれハ
しるしなり

○万葉集　廿
初春のはつねのけふの玉はゝき　大伴家持
手にとるからにゆらく玉のを　○右中弁一

○堀河院百首　子日　仲実
玉箒ねのひのけふの玉はゝき[illegible]をとりつゝ[illegible]
初子の松にとりそへて君をそいはふ[illegible]のいへ

○夫木抄　廿一　子日
名をたかき子日の今日は　前大納言隆季
何となき世のためしにとる玉の緒の[illegible]玉箒かな

○同　正治二年百首
玉箒初子の松にとりそへて君をそいはふ賤の小屋まで
[illegible]

○同
千載[illegible]　西三条[illegible]

此第二は子年のなかりけりて神前の松を門にかざりて

○同正嘉二年冊二千　民部卿為家

神にさしそふるかざりの此第にぞよるなれば　松の千とせもまつ

斎がひ。　ついまつ 燈松　俗に云あかしがへし

こよひはむかしは せうぞく 松家といふとも古へいふ明り也けり

八幡の上人の斎にみえたり これはその此より出たる物にや これにあそ

らにて斎の木の名をとりてかく云ふ 出会のれば斎づいとはいふぞし

まつ始まりの人々燈松ともいふなれば 田舎路都には夜のうちと燈松

の異名しかるにまたいのれくをまねびて かいるにいふこともせちはいはゞ斎

かまさいふこのかのれといふは正当への祝言 燈にてもせよ 陪して云

陪の祝言の儀ゆられしとし 今も庶人の歌舞に嬉ゆとしても

これは男女の立文会ふう形をさし 諸中の歌ふうちくく 又蝋燭

してあゆぬとみし河辺に人のいひおくれ うまくてほうき和

蘭花の人にみる事もぬこしすうき

歌貝　うたがひ　　俗云　寄骨螺　うつがい
異名　繪松　つゐまつ　　又貝　同上
○貝合之記　家會壺方　今の世子女の翫ぶ哥がいの
始を尋ぬれば　寄町の記　清和天皇貞観の比右中将在原
業平朝臣伊勢へ下向の時恬子内親王
ひそかにあひそめ給ひておもひいまそかりしを人これをしのびし契りし
互の情をしのばせ給ひしかども別るべき小瀬
いかなる所の玉の内に物を書ゆまずれて歌に言の
御所へまいりとかくのよしを述べ付てましけるを
然るに所哥をいかにも物をかきつけおかしくかけれ
浅茅ばかなみの時貝を合せしが又世にもしく
前の貝をそえてゆくすゑをちぎりし酒くみかはし
いつの世迄もかはらずすゑながくちぎりしといへり其の上

のゑと聲ふかゝく出しけり
かち人の切られしものなるべしといへば、打
とまれば業平とうてのつき 繪師の焼すてしは舞の席
かくりの句を出て繪すへし
さすが何がしきゃれ七ちやは こころえず
けるは伊勢物語にて見へ侍りきこれより古今の六の句
を分りしにわかしつくり言の句をとりし物中に加へ
繪師の屏風にしけりの句をたてまつりき御後にかへし 言がたり
ゑるを繪師などこれにはいはにし 業平の句は歌つまりて
古今にも書物の抄には申しき 女悦男といふ説
侍りもき 一筆順は書すなはち中あらずして業平を焼きすて
ず 奇物語のゑの中に業平又出し其紙に扇子 門合せて かし
業行ともとへその奇のよしなきをとふすべきぬみつれ候
ものゝ又は天暦三年の女清少納言の書かきとかくは
業平者は作中にて申女よてしつゝせきとつまりけり

問へ来りてわざ 蝉丸にしおもしろき御事 清文郎 書きの
をとへと其のやまのは情網は一水く身をあらしきく池水にいて
きんの情兵をつづく侍らしけさもしおりせさしけいくのか
古色をとなつくさやうなと 清家同ふいせちをみくと
かしやくていて小木なる 古今集の弐の名前をなつき
別の花にそのる名あるの舎御出門合せし 繪男をし
中ふらしらへ古くりいらの條とししまひと河の宮
京の事にさるもつつそ繪男のの姫の 事は 又きつよし
又奇がつきの物名を付りてしらふ奇がよしと紅梅
五年六のうつつくその歌は代の物語として紅梅黄く
緑しなりし小清涌妙説書去二年五月に紅色人
姫て瓶葉ふ書く紅の紅色人をのかきいとと指揮して
日本へ倒へくまとそそに情事の異とゆふ かぞへて
こしられけむ瑞の作りてしもうしする男子繪師といふ方

きゝ名をだにこそ人もまねぶなれ心の比ゆらの家がらは
と唱へ給ひける中にも惟喬の親王はけいくのうちにも
かゝる業にも世の中にも清少納言こそいとしもなれさるを
そうしらし　下略
今業は奇妙のことのやうに言ひ伝へ侍るなれどいかゞ
低し絵をかゝるをもいたふ天暦帝の女房の物
をとりつくれ相撲にてはきかざりけれは絵
へかきぞひても奇妙の絵に従ふへにそひけりて道
え出をりのさまに奇妙にて業平朝臣の比に
出来たりしかなに天の下に奇妙定家卿の明
月記寛喜三年世の中に三月西園寺上人の
定家もこの比の事なれば其のみを然しすべし新
貝と物にさるしるしへ古物の形物なるを頼む

貝覆　かいおほひ　貝合　かいあはせ

○貝合の記　万治三年　上略　女子の手すさび数ある中に貝のかひ
あるもその言葉は神代より伝はれる草のこそありけれ
を今に伝へ貝の名の歌の花にとりあつめ歌の
いはずなきさ花鳥かたち出来しにも嫁
れこそ本あはれつる貝覆の始を考へ侍れは古き
記にも見えず　中略　さしもまき貝の世にも少しは
事にて貝覆の出来るはしう後は林生まるの方家に
のみにて中く知る人もなし　中略　安和二年の三月或説
論言にも見られた先学権師かうし流星に帰されけるに
時頼申すに女房たち貝ふふ方物にて歌詠みて御
方をさるのきさらり大臣すれどもこそ　中略

欽明紀の時をはじめとし、乗ひ給ふ無上道べきことなしとて世の
紀朝臣らし、伊勢の二見の浦にうつし海蛤(うむきみかひ)白きかひ
大蛤一斗をたてまつる 蛤貝(うむぎ)の名を我国にて見え陽貝の法を
或説に蛤のかひといふ 中略 飛鳥京の頃には四季酢貝(?)に在てのち
国郡の名に元年四月に伊勢の国へ行て 上る
或説に伊勢へ給ふ 法の杜の葉をもて我すりに貝を結ひし
法の北に貝に打出したる合せし書なし 法の末の世に
かゝる事は伊勢の国の貝にかゝる御のの事の名貝の
世に長くつく貝は古くより浄衣被きたるこゝに浄き蛤の中
よし経て貝合のたとへれにを見せしより伊勢の国に流し
見たる世に女の子のわよりし 廿二種の貝に御合に
花の名を貝にて 紫たしありしたかし 古くより 美(?)の歌(?)
三十六種をしての中 かはしりては二十二ほとの種

なき世におひての貝をめでしこれに名を
われらの名をしのぶ 板貝一種とし、伊勢和名の貝合するこくに
大かた貝のかたしとの 花の名にかけて 貝合の名に用けて 貝ある
別をもふし名のとそいはれのは 貝合とたてさる 海老
貝をし貝着をと 留へ伊勢のなき 半の古今集に西
にては
かくてして二見の浦のたまくしけを貝合とて おもむきし
万葉集に飛鳥の国の海のひとつの貝はいひしとみえて 貝着の
ふるさとのふりや伊勢の海の名 古きの廉の かた海に麿
海の神をつらぬの神とも申すは伊勢の浦の貝にかく
二見の浦の貝合の事わし貝着の事わからす 飛鳥に
めぐり二見の浦は伊勢国度会郡わし伊勢はいつくにかはれとし
浦の蛤を見て貝着の事を用ゆわかき由緒を伊勢中略
貝桶のうすさ二尺四寸八分の方の高さ一尺二寸
八寸ばかり古くより其の上に山形わして其の家の家紋をえがき給ふ

三十六

唐土にも南宋にハ牡丹の四字に書き象牙楠に書す
獅子の方を上へ向けて獅子の緑に出て楠 獅子の方をへ出る
は浪の蓋としてこれに在家には花を包しる上も
孔雀の羽を金にてまた同じ程にて象牙筆なとをとゞめ
ゆかしぬ

今集に見合しける は享保の比の事なし 御ニての比
作りつきもの多かりつたこの中にも美しきは少く人を
見る事は象牙と見てこの無益なるものは明に
をさるさればその中にも古き作を用して 堆朱の作の
名を大巳書房の多く用ゐたり 又象へことに面し
ぞ古き唐作の象牙 壽の字に 上品あるをはりなし
まうねし 是は四字を入てあるし 白焼をもはしまし
を給ひの始とせしも見苦の多くあつかひ

名ノ花 るるに
○輟耕録ニ雕刻精絶 成者宋高宗朝匠人雕刻精妙無
比嘗見所造鳥篭四面花版皆於竹片上刻成宮室人物
山水花木禽鳥纖悉俱備其細若縷而且玲瓏活動求之二
百餘年無復此一人矣

揚弓之敀

○撈海一滴上 揚弓の的を務て也をぶ〜がうとふぞ之形之大射礼ニ之一名客似今之屏風以牛草鞄漆之鄭曰唱獲者所蔽以禦矢也と今けん形ハ似たるを以てぶ〜がうといふ

弄馬 京師競集八

双六のさい

○一万博案 さえ 博骰

○書言故事 烏曹氏作博陸ヽヽ采名也

○声譜 陳思王製双陸局置骰子二

双六采 和名

○楊升菴外集一 天形正圓如虚毬地形正方如博骰

標蒲糸　和名　かし　雑飛具

○こいしけ　碁石笥　こけ

○ごばん　碁盤

○拾撰集十四　池の底字て、やの清ちよりここにしてきや
かひりここいしきのりん
きのえぬちえんもさしきまるまちつきんのきうくららん
奈良法子
大子

碁局　和名

○せいもく　聖目　ほし　碁盤の目也　と書　井目

碁子

○白氏文集廿一 池上二絶 律 山僧對碁坐局上竹陰清映竹無人見
時聞下子声

ごいし

碁子 ゑ石

彈碁局 たぎのだん

○本草綱目 茘枝凡此木結実時枝弱而蔕字不可摘取
必以刀斧剶取其枝也木性至堅勁取其根作既咸槽及彈碁
局

假面

前漢書礼楽志 常従象人四人の注孟康曰象人若今戯蝦魚師子者也常昭曰著假面者也

假面 め人

戯面

○童子問李東陽 戯面奈何百今説海載桂海虞衡志云戯面桂林人以木刻人面窮子巧一枚或値万銭按今之面也○隋唐佳話蘭陵王長恭白類婦人著仮面以對敵戯面亦是也

桐輪

閨房中の閨なり 桐輪を閨と云事は閨はつゝめるをもいへり その訓は陽物のつふさしかぶせてく み閨は男根をしかく のるものかわれはかしこし車にのせてゐるかし

○史記八十五呂不韋傳 始皇帝益壮太后淫不止呂不韋恐覚禍及己乃私求大陰人嫪毒以為舎人時縦倡楽使毒以其陰関桐輪而行令太后聞之以啗太后太后聞果欲私得之○注正義曰以桐木为小車輪

この意は嫪毒は大陰にして信茎の長くしておほきなる男なれば 舎人にえらびまうけしにいかにもひたてられし 令嫪毒を[illegible] てそのさましばし不幸し 嫪毒が陽物に桐木の小車の輪をわき 車をとふけしけれは[illegible] そを[illegible]保云[illegible] 其[illegible]とい[illegible]いかに[illegible] 大[illegible]を[illegible] 嫪毒をとふけしけれは[illegible]七[illegible]倡楽[illegible] うらいしぬ[illegible]比[illegible]七[illegible] 古[illegible]也

物和漢川之リハ多兵佛西の之やし
陽惑をくだす雨をふらしたりける　地の巳ヶ力
小もなひかれさそえへし　坤軸の中にあり　地下の世々川行所
おかけの雨をあらく　桐輪のかくくる車を　さかけし川しかし
まさし　けさ老あへ　皇極天皇の御割通法をおさせおし
あるは流れをつゝかし　大海の波をやめし　河のめし人をなをさせ
なみまゝのつるゝかし

竹馬　たけうま

○全唐詩話　徐彦伯為文多變易求新以鳳閣為鵷閣竜門為虬戸金谷為銑溪玉山為瓊岳竹馬為篠驂月兎為魄兎進士效之謂之澁體　篠驂

○梦渓筆談人以竹木牙骨之類為叫子置人喉中吹之能作
人言謂之顙叫子嘗有病瘖者為人所苦煩冤无以自言
聴訟者試取叫子令顙之作声如傀儡子相能弁其一二
其冤獲申此亦可記也

櫛 梳 枊

○梳粧具

八字梳 廿四歯梳 象牙梳 玳瑁梳
御櫛上調度 湯津爪櫛 沈香櫛
廿三歯梳 細櫛 櫛形梳 筋數櫛
柘樹小櫛 小櫛 形櫛 櫛笥
櫛笥 巌黒 唐櫛笥 男懐中櫛
髪刷 小篦 松葉釵

笄　髪搔

天蔚

○容飾

これは女の潤髪をとゝのへつくるものなれは髪けつりの物なるといふ
また男女のともに用る物にて其のせをもこれはその物かつきて
これをさしたるも總櫛のやうに男女ともに用といふも云ふらく
ことく以

八字櫛

二十四齒櫛

○剪燈新話　八字牙梳白似銀　注　赫胥氏始造二
四齒梳後世雜以象牙玳瑁為之其製形如八字

象牙梳

玳瑁梳

○同上

清櫛上網なし　ミくしけのてらし

○源氏物語相逢ありしは清櫛物かくしをとりすて何となくは[illegible]かのもがにふしてかるまゝ[illegible]のこしえつける清櫛
くらう清櫛上網なめらも[illegible]

湯津津間櫛　ゆつつまぐし

湯津は斎のあるまじきにて古事記にも由豆伊保とも訓り櫛の意
のあるにはあらじ書紀にはつまとも爪とも見えたれど
さ、櫛の[illegible]とは[illegible]の間にして此の津は[illegible]
[illegible]柚[illegible]をもとに[illegible]海松[illegible]
いつも[illegible]也[illegible]とて[illegible]
[illegible]今世[illegible]の[illegible]とて[illegible]
かて[illegible]

○古事記上伊邪那岐命ニ於是欲相見其妹伊邪那美命
進往黄泉国ニ尓伊邪那美命答白悔哉不速来吾者為
黄泉戸喫然愛我那勢命入来坐之事恐故欲還且具与黄泉
神相論莫視我如此白而還入其殿内之間甚久難待故刺左
之御美豆良湯津津間櫛之男柱一箇取闕而燭一火入見文

時云々

○今も世に男柱ハ櫛の歯の大なるを云ことなれバ云ハ今の櫛
ハしかぐ両端の大なる歯を男歯と云中の細きを女歯
歯もあり これを古記に雄柱と云るによりて柱
ハ男鳥（ヲトリ）の名あれバ云也 同人もし手止里婆とよみ
のくをよきとして古事記に男柱とあるを手止當
ハ波と訓しいたるや 歯に大小をわけしいふハいかに
るなれバみのかきりにかくハ書し之をて櫛の歯と解く

湯津爪櫛 同上

櫛 音出和名第十一

○櫛 かし 紫来抄 常にもちふる具
やすひろの媛にさしたまひしくしなるべし さしかいを さしとりて
しく宮帝にてはおきますなり
○内膳司にてはかしらかきさしに黒き玉を紫よ
すくくかしらさしなどさしこくし
流櫛（ぢのくし） ○流採集十九 新文
かくて湯津まくなりて美菓ま古語拾遺中かくし 仿くて霧のかひし
極うれハ川のし 栄の外小芝乙のうし 宮竟のかうしたかのたく
小流合をへてつひに中あめちにかくすれハまやりわけとおのす
くろかうのうつに何してかしはしうりり
湯津爪櫛 秀栄古雅 一十四了 爪櫛
是ハ海似の根をし 風ひ監繁 櫛 爪櫛のことに爪に似たる
○古事記上 故刺左之御美豆良湯津津間櫛（ユツツマクシ）之男柱（ヲバシラ）一箇（ヒトツ）
取闕而（トリカキテ）燭一火（トモシヒトツビ）入見之時云々

柳の精 平太郎の事

○蓮華院七條[illegible]の東にあたる [illegible]
[illegible]判官の家[illegible] 武[illegible]
[illegible]平太郎の柳を[illegible]
[illegible]

柳まち柳の事

○太閤是二十七代の[illegible]一[illegible]の[illegible]
[illegible]柳[illegible]
[illegible]

細柳 [illegible]

○つれのくし 別柳

旅人の[illegible]春の[illegible]
[illegible]柳[illegible]別[illegible]の柳[illegible]

○浄国[illegible]

○東寺縁起 招月庵一色後の寺の名に出るへきにやとて
寺号稱
おちやせしれたるりつめの子栖子さまやつれのくしも かみくも
○六條 本ニ 二十七代ニ安徳 病気のぶしやをふとうれのほそし
さやかいてかゝふるふかんゆふやするぬ子をといけねとけれ
かのせまくるしけやしといへるりしきのきとそ 入道殿おかせら
れたり

流げのをぐし 松稲木稱
○去年秋七夕前度の人に京郊よまれ守千子菊ゝ 春風雅
桂もゝ千さとの両子のいとしまるに つけの十稱てうるへきにれ

小櫛 をくし

○大井河に舟のうち 為家
つれ〴〵と芦間の夜半の小櫛やにさゝくれ髪やけづりかねらん

○雅定卿歌集 逢恋 櫛歩
うらうき髪のはなたれてそへとも〳〵さゝれ〳〵とも
めのかく櫛のけつりて後は中
こゝろもかはらし櫛をぬるむのつけの小櫛はなしゝ猶からん

○くし 櫛 さしぐし 櫛周礼考工記

○歌合御判 喚 肥後
さしくしの暁にかりぬるやいにしへのかさねのおもかげそとん

○俊頼集 雅一 女房の中に
ものゆへにたちにをつらん深き知のこゝろ 大江匡房朝臣 櫛は
かくれなくもなかくはつらし

櫛 和名

○楊升菴外集卅四
○周礼考工記櫛人雕人注櫛荘容反 釈文引凡傳使婢子柷申
櫛證櫛櫛是之一也櫛柷也廣雅四梳櫛也詩其比如櫛史大写
櫛風沐雨則櫛之朿右矣但樴以木為之櫛字又从竹複矣
当从考工記作櫛為是

○くものちこ

○めのまへのさうし 涅槃のさまかくはかなくことも かくはさしくの
ちこなとそのほかにあいをけ 御悪はそのつまにたくみて
ごさん おいれははくの浅このともいのこれをちとさかりて おいれは

樒山おれ

玉樒門 たまかつけ

○寛弘菓 まついはやしきめのたけが寛源律師と以しかく、
のとく佛のをとくし五重を布施にとらけのを一昇さくて人
りけうくて讀く人けりう
玉かつけかりこふ茅のもまるかもしかこ、新芽にかさおきまきれ

○樒門 あかつけ

○拾遺十一 恋一
君そのしそいりけるのあかつけはけにたにこしあるすくれとし

○ほ上十八 雑賀 女房胡蝶法師子まへそし修学子佛うらく
条のあふ樒宮をおりおかりしうりれはかきへりてたへりう
はるきるうらえあるらいうまのわへまし 刈空ち長女

○後撰十六 雑二 つまれといひたくりうくのかれおかくて まきか仁あしりる
花宮うふおこゆしたへりりれは てるめ
あつけとふよろりうふなりぬまもかくの語りしてるるつまれて

○源氏物語 夕霧 はりにすもふ樒のいをひかさらいひりきと
はりの苦ひまいへて宮の名をにもしまう、この おぶりこは 樒宮ふ
いはる樒を人倒し おりういつりや

○若菜
ほへそ 思子かりしそいうれは常の花のしもとまりさくりける

うけのひのうみてとへは萬の花のちりけいにのりしらぬを

○吉本〇は上野〇〇 従五位つきしその時その〇子されてわれえて

〇〇〇〇〇〇〇 さぶらふ事いとありしに〇のやどに〇の〇〇〇

追〇〇の〇の〇をなんわし〇いと〇〇〇〇〇くて

〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇かきもていはし〇〇〇〇〇

おくの〇〇〇〇〇〇ん

拾遺集 玉〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇かふらけ

○かし〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

四月〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇四〇の〇〇〇〇〇

男も笄を懐中に持る

○大隅守云 奥儀之段 殊のほかいかくきなりしとてせ

させ給ひしに 頼のおほきらかやかに 冠を落し

奉せさせ給へとして 顔をさしうつむきて冠の緒の結を

ゆらゆらに引やりたれは をとられつゝ冠をさす時さか

おちやすくなれは 御笄おほひかしたく つけるとそ思ひつゝつよい

それより後やうやうに懐中に持ける男もまゐりけれ

釵

○文撰 美女篇 頭上金爵釵 腰佩翠琅玕 ○注 李善曰 釵

名曰爵釵 釵頭上施爵也

篦　こかんざし

是はちいさき簪にてみだれかみを作意のもとにしかし小かみにも用ゆ
きは物のつけとその名あり

○淮南子[士]斉俗訓　故愚者有所脩智者有所不足　柱不可以摘[的]歯　篦不可以持屋　○注篦小簪也

○今案に吾邦にても古へは髪刺のみにて用ひしを思ふにも用ゐし
もくし長恨歌伝に方士か楊貴妃の魂を尋て仙宮へ至りし所
こも又象来罍上下東極絶天海跨蓬壷見最高仙山上多楼閣
西廂下有洞戸東嚮闔其門署曰玉妃太真院方士抽簪扣扉とみえ
かゝるをみれは古くより用ゐし

○簪　かんざし　髻刺也　釵　笄

○瑯環記人謂歩揺為女髻非也蓋以銀絲宛轉屈曲作花枝揷髻後随歩輒揺以増媌媠故由歩揺　採蘭雑志

○今按にこれ今世の花かんさしの類にて花のおもむきを
作りて揺るやうにいはゆる経冊なとにもあり

○後漢書十上鄧皇后紀賜馮貴人王赤綬以未有歩揺環珮加賜各一具　○注周礼王后首服為副所以副首為飾若今歩揺也

○釈名皇后首副其上有垂珠歩則揺也

○後漢書輿服志皇后諸廟服ゝゝ歩揺簪珥歩揺以黄金為山題貫白珠為桂枝相繆一爵九華熊虎赤羆天鹿辟邪南山豊大特六獣詩所謂副笄六珈者諸爵獣皆以翡翠為毛羽金題白珠璫繞以翡翠為華云

○詩経

○後漢書※烏桓傳、父子男女相對踞蹲以髠頭為軽便婦人至嫁時乃養髪分為髻著句決飾以金碧猶中国有箘歩揺○注箘音言誨反字或為幗婦人首飾也續漢輿服志曰公卿列侯夫人紺繒幗釈名云皇后首飾上有垂珠歩則揺之也

松釵　まつかんざし

○癸辛雜識前集凡松棄皆以殷故世以為松釵

笄　かうがい　かうかき　武家名目抄

かうがいとはもとかみかきにしてかうがいといふことをいへることと
いひし也髪搔なりし又髪のうちかゆきをかくものなるを
後世は其の飾りとせしものなり されば男女ともに用ゆることと

○西京雜記　武帝過李夫人就取玉簪搔頭自此後宮人搔頭
皆用玉

○後漢書五十三 李固傳大行在殯路人掩涕固獨胡粉飾貌搔頭弄姿

○大徳寺内大臣道經は東三条若君の男也　母は女院の
けいし宮仕へにまゐりし年ごろやおもくまゐりけん
大夜病の年ごろしりやさをひしつきぬるもその夜は何て
ほどきの事思ひきせみきにもみ入道おほせやすつるにさし
まゐさこともしらしつ　○輪の外のしこうやりにあらし法扇をかけ
ござさとくしはげまゐらく　居業に妻の法院の経を言ひらく
かしこけやかをくえぬつやうしさうして法身には習つやすく
まゐらせ法師かしがはかりてまゐりけれはこれ出しつくらひおとしておはし
さやうひけれは叶ひさらけすきけれはおそらくはかりけれ

玉冠
この玉冠　古へのもろこし人までも　高祖宮殿などの絵に似たる物
けふそれぞれの国の其金鳳釵などいふ物のさまにて今絵の
錦の冠のかたち　玉冠といふ物はあまたあるべし
又冠やうは絹に作りたるものなり　其絵にも宝冠などいはれたるも
其前後の製作のさまにも見ゆ　一種なるべし　かの礼経の冠を
前後羅紋などいふとのまさの本よりの別の東に出しなる
理と得せしむるに日本にかはらずしていふは玉冠しきまゐりの
[illegible]
いつのまにか玉冠は玉瑠のうつるか

黛　まゆずみ　眉墨

女の眉をゑかく墨なりまゆ眉墨としまゆの形のや
くふ石をゑがきみは蛾眉とてかしこのめくかも絵墨
こそ ゑかきふしは春の始墨は始めて
さらぬだに眉墨のつゞれいわろくも見えける　後撰

○釈名　滅去眉毛以此代之故謂之黛

○説文　黛畫眉墨也

○宗奭云青黛乃藍為之者　本艸

○かゞみ　鏡

鏡　和名

○古事記上　取天安河之河上之天堅石取天金山之鐵而求鍛人天津麻羅而科伊斯許理度賣命令作鏡云々

○玉籤拾遺二　白銅鏡ハ所白銅鏡ハ真澄鏡也天鏡尊〔?〕化し白月両鏡也天ハ日石ハ月也二字之精微月子〔?〕子を求得しまけり神月神ハ〔?〕化之

○鏡の州〔?〕神鏡新〔?〕

○續後撰集

九重に立迎神の新嘗けしきも鏡はかはらしく　前大納言長

○新拾遺集

古への神の代の新嘗のうつりしや今もかはらぬ鏡なるらん

瑯琊鏡　和林拾遺八

而陳鏡　文　夫木抄　二

山寺の鏡　夫木抄　八

○菱花形の鏡

菱花の鏡とは唐の鏡のかたちなりやつかのかゞみとぞいへる
とこやよみてせむ

○菱形花は七種ありの中に鏡は菱花の形なり
鏡の形也

○唐詩類苑　百四十　明妃怨　楊凌

漢国明妃去不還　馬駝絃管向陰山　匣中縦有菱花鏡　羞對單于照舊顔

琉璃鏡

これはむかしの硝子[ビイドロ]鏡にてみなあかゝね鏡のみならず
うらにはるりにて花鳥翡翠の色なとをかさりたる
物なりといふへし

○白氏文集廿九 春尉遅少監水閣重宴律 水軒平写琉璃鏡 草岸斜鋪翡翠茵

古鏡

○古鏡第二十八代 世にいとめでたきものとしけれはかくいひけん
あはれなる

めでたくやさしけれはあはれなる
めでたけき鏡ははかなくうつりて或はあはれなる鏡
ともありつきにありてはすしく
まことのかたちもうつしけれはあはれなる古鏡も
ものゝあはれ八花形の鏡らしきの形にてむかしのかたち
しかやしやかはにものけとありやかさきめてたく

いかにくのことの鏡ははかなくて人のあはれ○とかく
おとなしく都にのこりてあはれなるまてやかましくうちに

菱 はなひしかたの鏡

八花形

○古鏡第二十六代 やまとのかたの鏡 かゝみの心をかしけれは鏡らしき
のかたちなれはかはりてあはれなるやまさきのあけ
とうつりやさしき形にていかにくのことの鏡は○あはれにて
くもりなれはつきをとゝめて都よりけり

鏡の裏のみに歌をつくる事そのほかにもあるめり之の
陶宗儀か輟畊録廿七女姑姑の事をいへる末に段吉甫之
生云猶贈之以詩曰歌舞當今第一流洗粧梳面別青樓使
隨南嶽天人去不為蘇州刺史留璚館月明簫風下綺窓
雲散鏡鸞收却嫌癡絶潯陽婦嫁得商人已白頭ともあり
鏡裏なるをのみ称にいふは輟畊録廿三鳳凰鏡とあり重寫す
○輟畊録廿二丁卯進士薩都剌天錫贈之詩曰不見遼東一
令威舊游城郭昔人非鏡中春去青鸞老華表山空白
鶴歸云々

鳳凰鏡

ふりしのかゞみ
此鏡ハ裏に鳳の形を鋳付し故にかくいふにや
つるもうち裏鏡なるべし

○續日本紀巻三 文武天皇慶雲元年十一月庚寅遣従五位上
忌部宿祢子首（コオブト）供幣帛鳳凰鏡窠子錦于伊勢太神
宮

八咫鏡　やたのかゞみ　やたのかゞみ

八たゝハ八咫の鏡ゝ鏡ふゝハ八咫と云玉子ハ八たと云事例之多
あゝきこゆるねとも古来その形なりきよしハいまだ決め
脇ふし八の数つかしなるを詞にしぞ

○古事記上天香山之五百津真賢木矣根許士爾許士而於上枝取著八尺勾璁之五百津之御須麻流之玉於中枝取繋八尺鏡訓八咫云八阿多於下枝取垂白丹寸手青丹寸手而云々

○新拾遺集
くもりなき八咫の鏡や君か代のゆくすゑてらす神の誓なるらん　大江広秀

○風雅集
君か代にかはらしものをやたの鏡の山のかけて仰きみるかな　正三位隆教

菱花鏡
菱花は六辨にして花のさき若葉のめくらかし如し

○李郢詩 匣中取鏡祀竈王羅衣掩盡明月光昔時見若
照容色今夜潛將聽消息前門地黒人来稀元人錯
道朝夕帰更深弱体冷如鉄繡帯菱花懐裡熱銅尼
銅尼如有霊願得照見行人千里形

○飛燕外傳 飛燕始加大号婕妤奏上三十六物以賀有七尺
菱化鏡一奩

○任奉古詩 萍帯疑江上 菱花似鏡前

○楊達明妃怨詩 匣中縦有菱花鏡 羞向單于照舊顔

○袁稱詩 碧潭印月菱花鏡 白雁摸空貝葉書

○趙嘏春夜曲 共君別久胡不来 菱花空鏡生塵埃

圓鏡
○撣塵前録 韓似先使金見所素犀帯倒透中正透如圓
鏡狀光彩絢目

○梁元帝玄覧賦 戴星含石蒲身雄軀乍浮圓鏡時泛明
朱

○薩都刺渓行望月詩 皓月飛圓鏡 廻流轉曲環

丸鏡 まろかゞみ
○雅足碑 粗菓走 畫鏡走
初春の子の日の丸鏡割けて何いはふ契りしきのみ
自注陳史略 粗寄の割ちも後の子ようい

破鏡

○雅筵酔狂集　兼通

神ちゝの三五の月の丸かゝし別行けれハ紫うたよ

白注陳史ニ叱ハ　狂言の事ハけふの事なり山家集

いとゝひて新十河うらぬそ認しきられて月ハ名

やうあらん

○陳史　陳太子舍人徐德言尚後主叔寶之妹樂昌公主陳衰謂其妻曰国破汝必入權豪之家倘情緣未斷尚冀相見乃破鏡各分其半約曰正月望日賣於成都市及陳亡其妻果為楊素所得德言至成都王有蒼頭賣半鏡德言引至其居設食具言其故出半鏡合之仍題詩曰鏡与人俱去鏡帰人不帰無復嫦娥影空餘明月輝陳氏見之泣涕不食素知之乃召德言還其妻陳氏為詩曰今日何遷次新官對舊官笑啼俱不敢方信作人難 此事見古今詩話五車韻瑞亦載破鏡事

破鏡

○神異經　昔有夫婦相別破鏡各執其半後其妻与人通鏡化鵲飛至夫前後人鑄鏡背為鵲形自此始也

○古詩　何當大刀頭破鏡飛上天

破鏡の事徐德言王昌齡等の詩ハ古今詩話ニ陳太子舍人徐德言ニ云々文ハ清く事ハ西村佩文

斉韻府数韻中ニあり

○
瘀以心為鑑照万法　以銅為鏡正衣冠以人為鏡知得失　以古為鑑知興
前古未考

握鏡
○梁簡文帝大愛敬寺刹下銘序　握鏡斷鼇經綸世阻
○梁元帝玄覧賦　粤我皇之握鏡實乃神而乃聖
○劉孝威蜀道難　沈犀厭怪水握鏡表靈丘
○穆説唐樂章　三宗握鏡六合漁然

友鏡　ともかゞみ
合鏡のごとし　是鏡ヶ御ごとし　無之
○後撰集八　冬
黒髪と雪との中のうきみれば友鏡をもつらしとぞ思ふ
兼輔朝臣
年ごとに白髪の数をます鏡見るにぞ雪の友としりける
○掬雲の中に影を我身の世に友なきに撫て鏡のうつ
之　見るにかゝみ何ぞしらず鏡といふ　見るかゝは友鏡
なりといへるかたしま友の二人うかゞし

白銅鏡　ますみのかゞみ
白銅鏡は萬葉集に書くに澄鏡のことにて十寸鏡と
ますかゞみとも萬葉集に別にますみの
鏡を眼のことし十寸ばかりの鏡し一寸といへば鏡の
之鏡は後の事也それとも云ふがごとく二寸ばかりにてその
名を知れば十寸鏡をますみのかゞみといはずにおくが
なし

○新葉集　後村上院御製
九重のくもらぬますみの鏡こそ猶世をてらす光なりけれ

○新千載集　中院通秋
くもりなきますみの鏡影そへて黒髪を出る月の光かな

○玉葉集　荒木田延成
くもりなくますみの鏡とは五十鈴の川の影にぞありける

○續後撰集　信備
くもりなくすむますみの月や天照すかみの鏡なるらん

○續千載集　從二位家隆
千早振神のこゝろのます鏡かけしいくよの影をこそみれ

氷面鏡　ひもかゞみ

ひもかゞみハ紐鏡なり凡鏡ハ古くハ古鏡ハ今のやうに柄の
なき物にて裏に紐を付して持ちし物なれバ紐鏡とハいふ
なりふるき歌に紐とくとつゞけてよめるも紐鏡なり
氷の鏡を氷面鏡とするハ只その説の一説なり

紐鏡　新拾遺集六

ますかゞみ　十寸鏡　ますかゞみ　真澄鏡

流れゆく水ハ、新古今のこゝろ真澄鏡　新古今のこゝろよりきたる

○新撰集九　読人しらず

こゝろからまちもかねつゝ十寸鏡人のかげこそみえつゝいさ

同十九　離別　上野

しり●

かゞみふたこゝろ○と鏡をこゝろにうつせ

きさるよまかりける旅のそゝつりけ鏡のこゝの

こゝろまつらしつゝける　古今のめづらし

新をつるこゝのかゞみ鏡　新へかゝるを見よそのへつる

○続後撰集　権中納言定家

あふ道にうつりしも鏡身の世のうつりゆくや

○續千載集　源家長

千里振りの[illegible]の[illegible]続けていつ世の新[illegible]

○新勅撰集

拙[illegible]けし[illegible]の[illegible]続[illegible]の[illegible]の月[illegible]　[illegible]

○続後撰集[illegible]ての[illegible]れ[illegible]をいうし[illegible]

[illegible]み[illegible]けり[illegible]

○[illegible]集[illegible]の[illegible]

[illegible]の[illegible]て[illegible]

[illegible]けれ[illegible]の[illegible]続[illegible]

[illegible]続[illegible]

○風雅集[illegible]人の[illegible]続[illegible]

[illegible]新[illegible]

○続[illegible]上[illegible]人て[illegible]続[illegible]の[illegible]八花[illegible]

[illegible]

にかはりし鏡をとり出してかゝれたるはなにとてもその所に
かくれし
○[illegible]

○恵慶集 けふの人の鏡の影は
鏡さへかゝみの影に見えぬ是累の顔あらはれにけるかな

○後漢書十上 陰皇后紀ニ 従席前伏御牀視太后鏡奩中物感動悲
涕令易脂澤装具 ○注 奩 鏡匣也 音廉

○鏡台 かゝみの台 おなしく鏡の台をもちて かゝみのゝ
うつりてかたちをうつすかゝみのやとく上に鏡かけて所をかへてもうし
みさとをさすへし 立ちながら ことをもはなしかゝみのていを きかす
めいかたちなる鏡のこと 中つかたの 二つ面のをかけたひたひ細く
きぬの袖にて顔をかくし さてかゝる所をかへて 川にて十ときか

うくるにはかゝらましとてかくのていにて 鏡のことはりなし かたちを
みゆるに鏡目のこゝろのめいしめをうつさるゝ中にかうして おなしの
ねさとをうつ細えてうつるのうつ子おきに海にかゝりて 一この人
かなしきものなくその人のうつりの人のちかきのひとつかはる 御をとるか
こころにうけさうこぬを人の手にはしこの人子鏡をとりし
ちゝの面かけをつけたいせんまいりかへりことを守しの
をつけれし

○瑯瑘代醉編卅一 五祖欲求嗣法令述偈上座神秀云身是菩提
樹心如明鏡臺時々勤拂拭莫遣染塵埃

○蒼溟集 戲呈子坤
丹竈歲時間妝成倚鏡臺不須嗅窃藥本自月中来

淺茅 かぶのをこ

○後撰集十九離別 とをき所にまかりける人に旅のまうけつかはすとて
りける淺茅のしとねかはらつゝりけるに
おもへともの外はかなし
君をおもふこゝろの中にはしきゐて淺茅をかきてそへつる

○かゞみのしき　鏡台

○清明集　鏡かけし人をこしさきのさつたまつりをとこ
ゐのまへのよみ人をしらぬかゞみも面影のこし人のためらん

○芸文類聚に鏡の裏の画の名ありといふを
なりとも由なく不知のつくしなる

○おちかゞみ詠

○鏡裏梅花

○万葉集鏡のうらに蜂のゐたるをみつけしをくやりけれは　○押き

おとこもうすいのちの浦まし　面影の人へをとこらへりけり

○源氏物語　鏡にしらへをもて　さきのさしたりきつくをとこ
ゐのまへのよみ人をしらぬかゞみも面影のこし人のためらん

○芸文類聚に鏡の裏の画の名を鏡にしよなき
やうにたよりて洪水のつくれる古き梅花形

の鏡にもうとより光る　二つ　ををとしの鏡に

二つ

○透光鏡

透光鏡の事は夢渓筆談 鏡史序録 癸辛雑識等の書に出て其の制は之とさまよりして其の制は吾子に得て出たる墨客揮犀に古鏡背記の事をもこの物や古今医統に鏡上に人物花草を画けるもののつくりえあるまじからず東医宝鑑にもその制をのせられば深谷の蓮長寺に在古鏡その物也一切を丹家の人鏡中に地獄畜生の鬼形とし仏菩薩の形を寄せたるのこの制法を用ひける

浄明鏡

○法華経云法師功徳品曰若持法華経其身甚清浄如彼浄瑠璃衆生皆喜見又如浄明鏡悉見諸色像菩薩於浄身皆見世所有

明鏡

○漢書韓安国傳草木遭霜者不可以風過清水明鏡不可以形逃

○呉志孫奮傳 奮数越法度恪上牋諫曰里語曰明鏡所以照形古事所以知今大王宜深以魯王為戒改易其行

かめのかゞみ

亀鏡

○慈恩傳八〔五ノ右〕秋七月己巳訳経沙門恵立聞而慜之因致書于左僕射燕国于公論其利害曰ミミ實季俗之舟航信緇林之亀鏡者也

○北史　邑孫紹遠傳　此数事者照爛典章揚搉而言足为亀鏡

○宋史　王應麟傳　帝御通英殿策士欲易第七巻置其首應麟讀之頓首曰是巻古誼若亀鏡忠肝如鐵石臣敢為得士賀及唱名乃文天祥也

○盧照隣五悲雑言　思欲為亀為鏡立徳立言

○劉禹錫千権衡賦　立規縄圓慙夫亀鏡揣釘石寧失分寸錙銖

人の鏡

ひとのかゞみ

今も後も人のこゝろの亀鏡とぞ

○唐書　魏徴傳　魏徴薨太宗臨朝歎曰以銅為鑑可正衣冠以古為鑑可知興替以人为鑑可明得失朕常保此三鑑内防己過今魏徴逝一鑑亡矣

○続拾遺集上　いにしへもこの世をてらしゝ人のかゞみこそかはらぬ〔中略〕つきせぬまことの文の道

此和哥宗房の子　人のかゞみ

三鑑

みつのかゞみ　○唐書魏徴傳

○洪　けう　ゆするつき

洪盂　洪盂ハ和名抄にみえてゆするつきと読り　書を考ふれハ洪古三切禾汁ハ米潘也説文周謂潘曰洪とみえたり潘ハ字彙鄰切淅米之汁也しかれハ米をあらふしるなるべし礼記内則云其間面垢燂潘請靧とも見へ又荀子云曾子食魚有餘曰洪之門人曰洪之傷人不若奥之曾子泣涕曰有異心乎哉傷其聞之晩也注洪小洪言子和之名とも見ゆ　いにしへ白水にて髪をあらひ[illegible]ゆするといふ事也

急就篇甘豆羹注云以洮米河和小豆而煮之也洮音桃

唐年神録云咸通末館例桐柄縣善政御百姓胡秦有青龍闘其庭中初龍抱尾及地遶一洪桶即騰身入雲及雨悉是洪也　劉基大熱詩沈冥及暮鼓雨目脂流洪と

いつかしきかたのゆするつきにかゝる

有水濁如洪　蘇軾東湖詩にも有山禿如赭

髪ゆするとハ白水にて髪をあらふ事をいふなり[illegible]

○ゆするつき　洪杯

○源氏物語に[illegible]のゆするつき[illegible]

[illegible]

○蛙鳴[illegible]

[illegible]

鑷子　けぬき　毛抜

○從容録　王僧虔晩年悪白髪一日對客左右進銅鑷　其名却老先生

僧虔曰却老先生至矣庶幾乎　南唐記

鑷子 和名けぬき

けつぬき　　本鑷子

○小僧女代記又関東昔語紙張様ニてさしみぢげしげと名付し物をもし左手にあたじきを作りておけつぬき

一寸ばかりし陰毛をぬきまゝ髪の毛のやうをぬきすりし陰肉

のえ当り様おもし髪をちぢけりぬ七ぎりて髪をとゞく付

ぬけたり

油壺　あぶらつぼ

○明月記寛喜元年七月十二日戊 經澄記 丹黒返 紫紙 菊之

紙紙筆毒こ 銚子一入油壺筆入硯子 金銀 蒔絵こ

○へあぶらつぼ

和名抄　　へあぶらつぼ

紅盞皿　俗云　紅猪口

○明月記寛喜二年二月十七日 寛政元年 注下加具紙清水物展以菓子折

机并具 是も半紙 折敷二面 三花青 へ小花に 唐草 二延こし

今集世の宝物御子 紅皿けさ〳〵ともふこうくめ 娘の本鏡

ておもしとるめ 紅皿今は俗に云 紅猪口

澤ちかき河やのえ

○道興准后記ニ 湯谷の人小の笹を曲ふしけむかしの塩を鹹ふ法流

新ふあゆ紅かに舌もこゝ人里あてしもやうもらふけきい

せみる

粧物 わかれへよ

鋏刀 わかれ

剃毛刀

○菅子

かしそり

有屠牛坦一朝解九牛刀可剃毛

毛垂けられ

かくらけり

○これを今の世にしも 猪鹿けれ 鳥居(とりゐ)迷(めい)ゑいかよき

○明月記 元久二年二月廿一日 十二日 修華に 被進物 屏風

二階厨子二 以之唐 物作之 一双護衛 御硯 一押 扇紙

二階厨子二 唐

俳衆 形勝 花 かねつらの 村濃 涅物 山に

尻をかけ

黒歯 和名はぐろめ 身體齒部

〇盍簪餘録 東涯 和名抄容飾具題黒歯二字云文選注云黒歯国在東海中其上俗以草染歯故曰黒歯 俗云波之路女 今婦人有黒歯其故取之 〇據此則日本黒歯前也唯婦人為然如今士庶人俗今王朝官人通黒其歯斯風亦已五百年矣源頼之時而未然也

粉水 けさうし川 靴紫抄

けさうし乃綾に挟みつゝ ふつき して てられ人の袖を綾に挟み水に
もいふされ古への渕瀬し此方もこのみのうきへとく

〇述異記上 粉水出房陵永清谷取其水以清粉即鮮潔有異於常謂之粉水

黛 和名

○白物 しろいもの

胡粉

○明月記寛喜二年正月[illegible]

入白物貝蒔絵[illegible]

○怒魔詹々言

粉 和名 白物

鉛華

○文選七啓曹子建玄眉弛兮鉛華落○注李善曰隠平子定情賦曰思在面為鉛華兮患離塵而無光○呂向曰鉛華粉也

おしろい

○後漢書五十三李固傳又廣選賈豎以補令史募求好烏臨窻呈試出入踰侈輜軿曜日大行在殯路人掩涕固独胡粉飾貌搔頭弄姿槃旋偃仰従容冶歩

○白粉　おしろいの事

○さいし　綵子

綵子元結とて髪の中をゆひとめかし一二寸の如く結いて端をそしらひ小紅帯路色紙などの彩色縄を並びて清少納言記の挿物に源氏うらひいつくし備てし

○清少納言記十　清涼殿のげすやまつさいし（彩子）よせ御けあのぐのいさしうよもてあるしうえさやまかなとさつてそ

○まゆし　元結　髻　髻髪まとゆし

○香果えさし集　こもひ　きさき元りもまいしえゆひのちつらちてふふれてまつや　こあ

○源氏物語相当桐壺帝に鬘まで

つときのつきいたり元結子のつきふしは髻のむかしむかしこもりつや

清白えみつく　おしつらうせうず　まち衣長

もさひつる白もかつき髻ふ二さ　結のいろしいのもまいかい

○まとゆひのたこ　髻宜

○めのとゆのさしはたなのきをふいはなでひよりめいはさしの

もこみしそのつまにかひとは祝ひとをのつまにまくろくるこ

もん御がはりのたこをまひめとこをちときさしりておれは

○小右記集

元日のほりとゆひようてましりかのこくにあゆかくのまえつをまま

つうひしとわかうこせをひていうそくのやまめしれかふ

つーまつりおりとうすへと給りおまし　いまりしめし乗入と

字えおさうしく三四りいつし御の中より得りをとん申すりま

も春なりとおわりきにこへたつ小

あれは袖のすそやまくらにれをとりあのをまよいよりまし

隠岐し

王の使を見つつあかくよりおさし衣のうちをとよそなすみし

○おかふまとゆひしまし、ろつ、織りかまへ息りしなかし

ちらつかん入りし

粧具

化粧の具　けはいの調度

○後漢書十上 鄧皇后紀 帝従席前伏御牀視太后鏡奩中物感動悲涕令易脂沢粧具

鉛粉匣　けさうばこ　俗　くしげ

○唐詩類苑百四十 昭君怨 顔朝陽

莫将鉛粉匣不用鏡花光一去辺城路何情更畫粧影銷胡地月衣盡漢宮香妾死非關命都縁怨断腸

○つのたらひ　角盥

○伊勢家法礼書にはゞかりをかつる見えたさゝ小刀をぬく角
盥の中におかるゝ其のうへに湯をぬるひをとりてそゝぎて
ゆするつきをとりし肩よりかけ湯をかけるをかけり

盥　和名たらひ
盥　和名　涂器中

桶　和名

○小桶

○古今著聞集に左大臣時平公の兄弟の御中に八条大納言源昇の陪
女のもとへの使に左大臣のこゝに左大臣申させ給ふ
れいは(?)ほとゝぎすまさぞ彼等の所にて桶をもて小桶よりひ
さゝけうらしおられたれは佐丁つとめて毎に湯をもておりて
て入れは人もみけさせ給ひて我出させし此(?)よりて
まゐりける

添水桶　そうづをけ

○三才運用通書の漏刻の所に書たる桶を添水桶といへり
今俗に屋根の上に置桶のれいは天水桶と云て用けること
○今(?)書せる或物に出たるを初出せしも係抄に

ゆする桶　てうつをけ

○御伽草子三十 昔の俊をはなれて、此手をもとて能保の中の
かし魚をとらせて鉢に入れ、らつきうの肉を居してしろの
傍に置きてあの物かし生ける魚を煮る焼の切つきしか
魚も捕りて浦を切て打中の咒文をそへして水桶の中にすまして
湯の文字をこれを入れてよしくともうしてくれて此まへに
おめぬのよみてさて

○橡　ちへさし　匜　ちやさし　ちんさしなとし

○考古図張伯旅匜右得於藍田徑四寸有手深二寸七分容二升銘十有二字按張字依前張仲簠当作弡匜金文移釈二切左傳奉匜沃盥盥器也説文抔匜有柄　○又按公食大夫礼具盤匜君尊不就洗也古虞礼特牲少牢饋食皆設盤匜尸尊不就洗也匜水錯于盤中南流流匜吻以注水也沃尸盥者一人奉盤者東面執匜者西面淳沃此用匜之事也婦人之持君子亦用之晋公子重耳使懐嬴奉匜沃盥今所図数匜有季姫仲姞者文也有謂之旅匜者女者賤者為所尊貴執事非一人共用斯器故曰旅足考象牛頸事也

匜　和名　匜　和名　[illegible]

○秋海同流にてしばしハ酒のみをつくあかして何がしに涌桶のおもかけ
これに向かひてもおなじこともつぎしを流くかけさせけり地へよぎる近年盃
ぐるめの男子に盟をなやましちぎりしとなんいはれ上方之流の
調合宗源流式の定めとぞしとなん涌つぎこゝいちんやちんこそ
うとしこそつまれるとや

○千加流茶四ちさしハ酒のみをつて掛けし流に涌桶の結しこれ
小酒おほくもおほくもつぎしたらひへ男子すの掛ケるにを年盃重
の男子に名流をなやましてちさうこそつめ何も上方之流の
調合宗源流式の定めによきしとなん涌つきこゝいたんやと
人ぞしとよこつまれるとや

○ちんさし

○友芳杯流さんさしにおほく入れてたらひのまゝゆきなくしの
○臨水宗流　　　　　　　　　　場の流神子町の何の表白之耳たらひし
ハ冰之湯桶の杯に一盃にに仕て掛けかしきつるにしら盃をを
しし盃の口を掛けしきつるにつぎしむ半盃しまなるだきし
ちさいものんし

○白梅之上之つまの流をに口ましし盃にて洗(かはらけ)桶のこゝに加へて
を飯瀬(ハンゼ)さりといくつ半桶つるみの角(ツノタラヒ)に流(フキス)し清(シ)けてすくして
云し

○伊勢流式宗流式さきけるのかつる上之盃桶にのつを入れて角
ありけの中にあきさるのしハ不掛るのめるハをとるてこ盃く
しきのものへしをうけし肩にちけ掛のおもとけ
まくうけてそて肩をすすれハさるの手巾をとりてはやをめく
ハまるし

○延喜式ニ主計下 酒垂匜（ことし）

○後鏡翻冬き平りま〳〵るものつきものはけ水を中ぬる 器 常ちも
そておしすかく（ちさし）柄ニてたらしめ中のちくとるもの為ニさる
て 一かく捧て〳〵はしめし ニてしておなしもて
のことをいう

一 柄（ちさし） 和名抄ニ 匜 説文云匜 初尓反 又一音移 漢語抄
云（はんさふ）或説云此器有柄 并倍周ニ柄字所出未詳
柄ニ其中致名ニ并柄也 柄中有道可ニ以注水之器也
うつ物のかたち米つけしてすもあり 類聚雑要抄
もろくてさきれてあるに酒をいれさくて 今昔物語
巻十一 中納言長谷雄の家の鬼のまいる事 藤原
塗ハ柄の内をおもてなりたつにあるかし 水ひれしむおはす
ひつくさもそいひとれちは建にはさり
かきれこいて塗ハ柄の手をいて見ゆ内より
ごきつめるよのけつら 木ぶは長ニて かきよめいそ
ハくろくかへかし 黒き柄ハもちゐ

おそれけいけるに中かもいろくてくるしけれは人のきゝみなかよとて化
物の落をとりて頭にかつきたれは詰るやうにするを鼻をおしひらめてか
らをとり席かるゝ耐に見えは白粉なるけしやう粉かし
らをさし入てぬきえさりて顔を出しつゝこゝの気色も
てんれは人々興にのりて舞出たるにその出きのかほの
見を都しきをなかめて同物(宗祇抄伊勢物語十三)小倉上人の家
にありしかは年中ひとつとして風情とおかし
今はこの病癒のことに心まつはりて中ゆくつ成
ひさしめりつれは来つまたさはつる憶かれしき

かくへいかにてまいり出けるかいきて出家西蕃(みのうへ)のまの
このついかのと座をかけて梅の口ふうちを出まゆく
ないともちはやおもてらて見きるか事もことゝもの
これにそのひらかのかもあることにて侯ふ事なれは
(ちん入といふは鑑門武具の胴をいふ後の称なり)
見ゆる人のこつふ亀を胴かしばらくこれにまかせて
の遠眼のすくいかにも見きに一つゝの物のかなしむ物
ものをかしけ小角をたちて入ける(つのさかい)或はほいくまに
かくつゝ男のことてんせ角をは世子角豊といふ(?)のこと
これもいかにも男聞ゆるよそ梅の中へさしつゝめ

きしかはくさらふ[illegible]へきもの也又尾張の人くつわの[illegible]を
ちんざうのもいふにじゆの右女の図をあつらへ時
前のちひさきかれらひのことをちんさへやうらひふし
バうてらみ古への[illegible]の[illegible]しくまつ本名物り
かく[illegible]ねうをさくいその[illegible]やちにかくちのしう
はて是[illegible]の[illegible]しまりて又世俗書よりちんさ[illegible]
さらひしに宗[illegible]陽楠の中しかし[illegible]子[illegible]て栖
いまりきつくまよりあるのしてまのいをも[illegible]せし[illegible]つ
かしむ[illegible]揮て[illegible]るいさしいきものあこといひもみる

よろしの服[illegible]子口そくぐ[illegible]かし[illegible]のみよかぎつらひで
服[illegible]つまとし[illegible]へをかける又角尾ぬきいらつ
[illegible]ともふもせ[illegible]子そくらうしきさく[illegible]揮とし
よ[illegible]つけしいひかきくし角盟[illegible]黄も[illegible]名[illegible]子
も[illegible]要[illegible]ね[illegible]服[illegible]の[illegible]古き[illegible]
ぬきたるてくいえへるとみ[illegible]に[illegible]言[illegible]さし[illegible]
ぶうりし[illegible]さくむさし[illegible]るゆくかてはくらく
いのをもなきをとはうしそ[illegible]はい角盟をたこ
と[illegible]し[illegible]子[illegible]の[illegible]もえへまとう[illegible]

[illegible]のよ[illegible]とつつ[illegible]の
つきなく[illegible]このよるうち
うやはん

ちんさいれいし
○太瀛第二十五六時年ぞうらの芸達の隙中より太閤て深井氏
の湯女のくらの題名の太夫のもと太夫なりしなりけるこその
後ふし六年ぶりやしらとすさつおふさ前やなたる人出さ御引ける事
家の内なるを太夫の姓をみさしるすとまま車輪ぞ紗
手すますさがて座敷の床の間に掛そして小桶にちょいささいはげ
をしておつれかしか仕丁は是めし弁に湯わしくゆて入れ
人にてもけさや後は我出さやらして隙出つるそをますける
○今業にあくはちんさいとのこ称するくゆるにけかしちんさ
うたらいはらくりそ深浅湯みしみいはけと皿あに
鉄入ハこれをもれ何ともに小桶にもちいさきはさけ
やしていもふらいはさけハ自ら別物へいつかの車揮いれら
いるなり

澡豆 和名

浴斛 和名 ゆぶね○
澡鑵ハゆぶ○とし湯を入るものへみ金なるもの或ハ湯桶切ニみぞ
いふのおもいはさらしるべし
○金剛恐怖最勝心明王經 澡鑵○希麟音義ニ上子老反下官
喚反 按澡鑵即銅鉼也

澡鑵 ゆぶ○
澡鑵ハ即ち浴潰ふして湯あむ 鑵ハ字書ニ灌ニ同しと
見へて古玩切汲水器やしたまふく手桶みな金の類の
ものなるべし
○慈恩傳巻三 伽藍内佛堂中有佛澡鑵量可二斗餘

杓　ひさご　俗ひさく　杓　瓢　ひさご

杓　和名

○十訓抄巻二全吾を文攸とたすけ乗るのひさしかりん
昔はみなよきひとの右翻の帆子伯道をつくりしてあるひさご
孟軻子中の物おもひ海すへやりてまうつべきへすれば
そこにのみれぬらんらむ

○杓　杓子　瓢 茶経

○延喜式ニ大嘗祭杓四柄

○内ニ毎月晦御贖ニ杯二口瓫瓮八口匏一柄
この匏一柄といふはまさしく杓子の料之事にすなはち見えたり

○避暑録話料食蓋正今之杓也史趙世家趙襄子請代王使厨人操銅枓食代王及従者行斟陰令以枓撃殺之是已

○又云王莽時銅枓状如杓以今尺度之長一尺三寸其柄有銘云大官乗輿十湅銅枓重三斤九両

○文選巻一西都賦 班固 遂令海内棄末而反本背偽而帰真女修織紝男務耕耘器用陶匏服尚素玄○注李善曰礼記曰器用陶匏尚礼然也○呂延済云陶瓦匏瓢也皆以為器

○茶経中瓢一曰犠杓剖瓠為之或刊木為之晋舎人杜毓荈賦云酌之以匏匏瓢也口闊脛薄柄短永嘉中餘姚人虞洪入瀑布山

拺落過一道云々吾丹五子祈子他日亂捘之餘乙相違也捘木杓也
今常用以藥木為之

○不空羂索經廿三巻大奮怒王品次摩訶濕廢多白身觀世音
菩薩一手執如意寶杖一手執澡鑵

鑵 和名つるべ

○ひたえのひさご　更級日記いにしへたけしばといふさかなり
むさしの人のありけるを火たき屋の火たく衛士にさしたてまつり
たりけるに御前の庭をはくとてなどやくるしきめを見る
らんわが国に七つ三つ造りすゑたる酒つぼにさしわたしたる
ひたえのひさごの南風ふけば北になびき北風ふけば南に
なびき西ふけば東になびき東ふけば西になびくを見で
かくてあるよとひとりごちつぶやきけるを

○ひさご又出考

なりひさご

○和名抄

生瓢

○徒然草十八段のもろこしに許由といひつる人はさらに身にしたがへるたくはへもなくて水をも手してさゝげて飲けるを見てなりひさこといふ物を人のえさせたりければある時木の枝にかけたりければ風にふかれてなりけるをかしかましとてすてつ又手にむすびてぞ水ものみけるいかばかり心のうちすゞしかりけん ○今案此物にて瓢得之こゝろ人々の草紙に見えたり

○高士傳

許由隠箕山以手捧水飲之人遺一瓢得以取飲〻訖掛於樹上風吹歴〻作声由以為煩遂去之

ひさげ 提子

ひさげの名はやうやうさしあげて重かるをいつるまゝおのづからさしあぐる器をいふ今の世に是を湯桶などいひて物を温むる物ともなり

○大鏡第二 左大臣時平 此大臣の御子は大納言保忠の卿八条の大将保忠と申しき八条におはしまして保忠卿のもとにて小桶をもちひさげに入て湯して参らせけるに人のつかさにはかたがたもちかへりつゝすゝめけり

○同第五 実頼左大臣 ...物にて蔵人頭...ひさげとりて... ひさげ廿ばかりを出させ給ふ

しの来と云事ゝまゝおしく候也

内閣文庫

○母宮貴人　ぬきすて　○弁名孫子彼も

○一万象石　母生女王縫左京卿左律で

いふしくの人のぬきすて左京の馮寄もたけまゝなる　母宮貴人御ちゝし

○いせ物語

○秋篠出羽御桂の御れハ女三の宮の御ふれて清房のとれハ小萱

まさかうふこのへいかにいきまけるがぬきすての下のあまて

そ门の和まし出らん

巾栄　和名
并　敬栄

楊枝　和名

楊枝
やうし
やうじをもて歯を刷口そゝくるにまづ天唐の比よりの人
みえ侍り九条殿遺誡にその比の物語に少しのうちに見えたれ
ばそのまへつくりありしよりいまの世に伝へし天海のご
清神にもありのなき代のやうじをもへ見えてはゆまことにも云ふれ
ねをもこれにてよしき清ふや

○九条殿遺誡　先起称属星名字七遍　微音　次取鏡見面　次見暦
知日吉凶　次取楊枝向西洗手
○毘奈経　楊枝五利　口不臭　口不苦　能除風　除熱
除痰癊　不嚼五過　○華厳経
○四分律　口氣臭　不別味　痰不消　不引食　眼不明
不嚼楊枝有此五失

○後鳥羽院の御時 [illegible] 主水の司清めの水をまゐらせ [illegible] 栗 [illegible]

[illegible] [illegible] [illegible] 井の中 [illegible]

[illegible] 楊二 [illegible] 一日清 [illegible] 清楊枝二 [illegible]

[illegible] のことし [illegible] 清楊の [illegible] 久 [illegible]

[illegible] 水 [illegible] 清めの水 [illegible]

[illegible] 女房 [illegible] 楊枝二をみな [illegible]

[illegible] 二 [illegible] 女房 [illegible]

○淮南子十 齊俗訓 故愚者有所脩智者有所不足柱不可以摘齒筐不可以持屋○摘音的

○沙石集三下 或遁世の老僧の上人 [illegible] 清 [illegible]

楊枝 [illegible] 楊枝の [illegible] 僧 [illegible]

[illegible] 食 [illegible] おこない [illegible]

[illegible] 楊枝 [illegible]

いかにも楊枝にて口を洗ふ

○毘尼母經 嚼楊枝者去五種病有五種益一口氣二唯中不淨三淡癊宿食不消四不思飲食五增人目病嚼此楊枝除此五病

○義楚六帖巻四 除五種病○注同上

浄歯木

○慈恩傳巻三四ノ右 従此東行五百餘里至鞞索迦国〻〻其側又
有如来六年説法處有一樹高七十尺餘昔仏因浄歯木
棄其餘枝遂植根繁茂至今邪見之徒数来残伐随伐
随生栄茂如本

今〻案するに浄歯木ハ即ち楊枝之事なるへし 古人楊枝の楊
枝無きものなりし 今もあるへしといふことにかなふ
くらへみるへし 和俗にいふ清なり

○たなごひ 手拭たなごひ 手巾 てのごひ てぬぐひ

○めのわらはのさうしとなりしものゝ物とすらんめのわらはなる今は亡くなりし人なる
のこしおきし物ゆゑ いまはとてやかせしこそすれいかにぞ
たなごひをそへていさゝかのさしものやうにおぼえてよ かきすてゝ
つかはすものなり

○後撰集巻三 弟なる 大臣のつかさにつかさめしのはしめ
おほいまうちきみのもとへ 詞書略 てのこひを
ゆくとてたまはせける 袖とかけしてゝ かの涙
をかくれをはる 我も をとるこひしを

てはるをのこふべし

○通鑑 梁敬帝紀○注今人盥洗以布拭手長七八尺謂之
手巾

白巾 和名 たなごひ

○かたのごひ
手巾の事也いにしへは汗ふきものといへり　新撰　のごひ物をのごふ
かたにかくるをいふなるべしや
○めのこのごひ　九条殿の御遺誡の注新撰にちりけといふによ
りて思ふにめのこのごひといふ事あり　豊葉集中にあ
ちこちよみかへしてはめのこのごひにかけたるをなむ
やうやくかなふらしかしこうかたのごひとまい
めのこのごひなり
○ゆせのこひ
○白氏文集廿一　浴罷汗巾　ゆせのこひ
熱搴如土汗巾束頭髮　饘食薫襟袍

三尺手拭
○雅遅砕粗巣衣　手巾
紫悦藤　三尺
○自注字彙　幌拭　手巾也といへり　相あり　相ゆえと用也
倍せ三尺手拭といふなり
内衣　ぬのかたびら　京師

耳搔　みゝかき　一名鉄了事

○清異録　陶穀　杜岐公悰以剔耳匙子為鉄了事

○行旅調度部目録

游ゝ机　硯子

樏子　るうこ　硯子

偏笥　かけいけ

行厨

華梱

簏　まろく　竹篋

旅籠　はたご　覓

杁　かご　負籠

葛籠　つゞら

細葛　ほそつゞら

牛漕　しかね

馬漕　一名舟　しまふね

浮嚢

矢立硯　やたてのすゞり

涅槃像　志ら〳〵のめりかとこ
○堪忍ハ花下ニ都つる〳〵の負はずともおりたくて涅槃像をして
涅槃ニ最もんちうり字こ我等ニ暮せんとて持佛堂より前ませこ
えさ七夕くらがぬ
手世毎へまもてつ山崎の海ニふすうしのをたなう

樏子　らうじ　破子　一名　かれいけ　餉笥

樏子 和名 らうこ かれいけ

○蜻蛉日記 中 三　幸清被の所より申前に かれいひもなし 檜子
おきたる所々の所々より いひつ 淀 車 のまへに ある
もちおりつおりして いひなとし 又は破子もちつゝ
かのまはさきつこと きこゆるといひたりこし

○月清集　高倍歌合　坂東極度
我をいふ 妹 くやこまらし へうちかちつまらうこあつめし

行厨
今俗ニ云辨当也 旅行なとに持行もの也 和名のうちにかなふ 倭名行器
ここにいへる行厨ハ 弁当なり 旅子弁当の類也
○白氏文集廿五宿杜曲花下律 籃轝為臥舎 漆盞是行厨 班竹
盛茶槌紅泥罨飯爐

茶槌
茶葉を入るゝ櫃也 俗ニ云茶弁当之事なるへし 神風てとも
○白氏文集廿五同上

麗
○こり かご○ 萬葉集 旅人のやとりせむ野に霜ふらハ わか子はくゝめあまのたつむら
旅人ハこりもさここすむるかなたれかいまねむ山のさとに
○和名抄

簏 和名 こり 竹匧

ちやうご

○新撰六帖　旅人のはたこにぬる人はひとり　旅人はちりのまゝもむすびかはさぬいましの中のこゝろちかひ

○名義抄　はたごの事人にたちはなれしをうきつめちやうごひ
らましあやしとみてよりみなふ

籠　和名旅籠
ちやうご

駄餉　東雅

宛和名

籾

はたご
一の義は一は旅籠の義にて物入る器也と云はたご
一はこれを云ひけり撰出し人も物集高見の方言
と撰をはたごといふ　今の義の言には此のことを旅し
てかは出来る　速記に云く　漏る事をたへす
○撰修記に云はたごのまきくら也　撰集を云ふはたごにありてさ
をほかる男のはたごをいふよそし旅ちるとちぎ
おはつるを秋の男かりしはたごれなる
がうしいやうかるふ山はのはたごにすこしとめ
そのかく

○新撰雑記集中に柳子云此旅行にすゑ旅人
ニ人ははたごをうけし口をしてはたご男のとはせうこ
なるといまたは流るとして何ひこゝのさかしつけは宿に出
てうら人たまはりきてそふけなはしは柳に云の関のく
かうちやしか数かゝりそらは人はたごを見てゐきおよ子

つりに紀すさうは さまりにおもて 粉り早りぬ
あまたけいかこに 指之縁取 命外頭へみるよかくろりし土八
雪かし 楊出のり 糸をけ 大和 武和六 十八歳 弓も八尺筆 長粉の河子
ごのやしと云 修まり 左右 七種の棒あらの 似くらさと云

○延喜式 神祇式三 御禊杖二枚

○和名抄

糸立 一名たゝし

今の世ニも 現の初りて粉けりく 物を糸立といふもの也しい
藤の中ニも 入剣 友さつのを中もさ 云々に有る粉と云の
さね(やまぶき) 糸切藤ホ 丹の似ればさい 示ても久て 信ホ云張元 縫と
以ての物 ホ 物と似つり 物之 単もなし 細工 細の糸をこ云ト封
似れ ほかへし かく 名けうす

○古事記二 備差謀せら給ふ 中略 備差のぐ御子名れて澄よ
くすりうきえりて 袖をぬらさねは 与りりり 現や云てのまくに やさし
を清前子は あけが 現のうちろう 小刀かし 拵刀の拵を相 押切し小
刀の文ホそくりて 一家そく 助ぐ 手ホ掴みくは 助差信へ入
てうき 渡し おいて 粉こと うう かつ と く 哉く

○葛籠　つゞら

昔はしらふ藤をつゞらといひしを今は竹にもし革にても
并芦の類のいろいろすべて漆塗物かしこをもつゞらといふ
うちきなどいるゝをみな房とへし

○細葛 ほそつゞら

土佐日記 今の板本流布本には土佐日記にほそつゞらとあり
されど元和の文書にしるしたる活字本の時代の本のまゝなり
とあり古書にもとなくあるべし

○建武年中古記 至元六月二日東坊城藤中納言比叡
山物さし 成良親王 安楽国土産 軍手なる
訴訟人各書以下 細葛 並証状入禅律師 こし

○後漢書 五行志

○牛漕 和名抄 同上 肉混家古今百首のりしゆひゆそのかゝり
ゆりかし ゆきてぬのかしるゆそのやうかくて おかし

○馬漕 同上 土佐日記

埴塚の記

○今云糠袋といふもの也 これは さくらの布すとかし袋と
ぬひてつゞのうちにきさ草豆などを入て ちか子など皆
出来しものなりし 古へは馬漕牛漕などいはれしは皆成るもし
おほしきのさ物のかくてその人もあらし 今のは糠袋と
の田舎かしる事をかのものゝ中をおかしきのか物にて房子
称をてゞの本にあらし 半や古への遺制なるべし

檝子

檝子　かこ　めらし

檝子は今の俗に云舟方也　行脇和名抄に楫子はかこと云此字
の名也　さて是を古くかこといへりし也　抑漢名は棹郎
と云　また船を撐する者を篙師と云　篙は竿也　入る故に輪
て船の子とも云　されはさしへと竹槹とも云也　竹棹の事
是を舟首と云は俗に云　楫の事也　つかひ云ふよ
さうえ云も字形に舟首の詞也　かくて輪く俗はこれ也
又らそへりしくの楫取なりけるは　旄尾字を加へ用ゐ
もなき川の瞿公尾之子通りて日本紀万葉集に楫
取へなど詞の海に入る　舟にもする也　是も海道の道
ろし楫取し海首のことにする　檝掌の跳捐かし
いの竹葉なしとぞ

浮囊

浮囊　うきぐろ　浮嚢

和名抄に浮囊は縫ふて作み皮を縫りて囊とし氣を吹入れて渡
る布又は草にて作る

○戒經　如護浮囊如人過海執其浮囊

旅油草　たびゆかん　油草

旅ハねのなく僧など人ハ用ゐ和蘭陀の重流の転化より
桐油と云ハ僧を用ゐのりおきし油草ハ雅流よりなほ
ことも多づことも いへり年油草ハいくつかねし　但和名桐油之
え了油草云ハ物知一ことの油紙筋のおけるしるすとも見えし

○字統注本地流ニ式年秋の京中指民任者ニ流下し柊の
刈わらら ム旅油草ニ了ふきし桂等
住の江ニ宿泊の河をわたらずと霜や湖のまゝの蛤

○同上三　字相撲入山年一十古のまよ力を抜すれ常ニ新
なる道流ニ而もいつに坊と増代ニ乞として捕ハてへ任る
ますの時ゆき老翁ニ外山をあ指とすれハ人の性ニ世を掴ム
気質の新しく比伊ふよおいて一切のこふきへおしといふ流草
まことを何に言葉を常に其寺油草行ののこらぬを法し
負くし第ハらハますけら人ことよ

○同上ニ旅の用ゐ子を取て掛し広めかし其し油草ようなき

自ら煮て食物を一器の中に盛りてめぐらし侍りき故に今も嫁
を当用ゐらるゝ名也とかや

油單　ゆたん

○和名抄云　油單　唐式云　鴻臚寄客等器皿油單及雜物參
少府監文造
案ずるに油單は油の單にて敷物の名也今も用
るものにて又今も灯臺の下にしきて用る也

○造作具　工匠　剣陵具

椓擊　わい　大槌　おほつち

○和名抄　造作具　纂文云　椓　今以大槌為椓擊　漢語抄云阿比

柊楑　さいづち　方椎　槌

○和名抄　造作具　纂文云方椎　直追反　亦作槌　字　謂之柊楑　終葵二音　漢語抄云敲伊都遅

鐵槌　かなつち

○和名抄 造作具 廣雅云鎚 於劫反 和名 加奈都知 鐵槌也　鎚 口

○今ともすこれは今もいふ金槌也工匠のつかふ具也こ

み鎚は日洲にかぎらずこれは金を鍛錬つちうちぬく

とりしからずは日洲の器物也

鎚　かなづち

これは鍛冶のつかふ金鍛冶小さき金槌の工匠の具とす

○和名抄 鍛冶具 四声字苑云 鎚 直追反 今案即鐵槌也 打鍛器也

○字彙 鎚 都回切 音堆 鍛也

横槌　よこづち

○奇異雑談集 巻二 椰子をもて筆子をつくる又返ければ

まくのよし練のりを打つけしてこれは自然きるを朱の色

しある同の形よみ頭に一目をつけありてしして耳に及子

上下歯二つ上下に二目ありて又嘴子をもてし横槌なりそれ

といふは筆子をしいて又つ手ふかくして目を槌をとりいそぎつう

小折てはしきらさく

溝　みぞつき

鐏 和名 いしつき

○拾玉集 五
かつ桙をさしはへてたち出る君のいしつきの音たえまなき
箭弓など下に書ける[illegible]杖の[illegible]利
門の前を[illegible]
行歩のたすけにつきなれし[illegible]のことし
○今俗言に[illegible]の石突の[illegible]生ぜる
桝の下なる[illegible]一[illegible]のなれるのなるや[illegible]

打抜　ふきぬき

○沙石集 二下 念仏は他力にておもへば自力のつとめなれば二力にてあるへし
念仏の功力[illegible]自力なり他力を頼む[illegible]打抜
の[illegible]力[illegible]自力[illegible]打抜
のやう[illegible]打抜[illegible]めくりあるへし
[illegible]打抜は[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]さし[illegible]
の[illegible]さし打抜[illegible]
[illegible]打抜をさし

斧 和名 をの

斫 和名 てをの

竹刀　和名　しなひ　萬金派撓

刀子　和名　かたな

[illegible]　和名　かたしるし　[illegible]字書　曲頭鑿

鏇　和名　ろくろかな

[illegible]　和名　かなかんな

泥鏝　和名　こて

鑿　和名　のみ

[illegible]　和名　きしり

觿　和名　くじり

鋲 和名 すわ

鎖 和名 たゝ○

鴈子 和名 やちく

銕鉗 和名 かなばし

鋏刀 和名 今はさみ しさゝ

縄 和名

準縄 和名 みづばり

縄墨 和名 すみなは

墨惣 和名 すみさし

墨斗 和名 すみつぼ

渶礚　和名　かなしき

鏴　和名　いかり

轆轤　和名　ろくろ

轆轤　、　ろくろ

○三国史　、、魏明帝立凌雲観誤先釘榜乃以籠盛誕轆轤引上書之去地二十五丈既下鬚髮皓然還語子弟直絶此法

陶鈞　、、つちろくろ

○文撰東方朔畫賛　夏侯孝若　莫不宗匠陶鈞而羣生之緝熙の注
漢書鄒陽上書曰聖王制世御俗独化於陶鈞之上音義曰陶家名模下圓轉為鈞

陶家輪　つちろくろ　土轆轤

○維摩経六不思議品六又舎利弗住不可思議解脱菩薩断
取三千大千世界如陶家輪著右掌中擲過恒沙世界之外
其中衆生不覚不知己之所往又復還置本処都不使人有
往来想而此世界本相如故

○維摩経九見阿閦仏品十二妙喜世界成就如是無量功徳
上至阿迦膩吒天下至水際以右手断取如陶家輪○注
梵本云如断泥今言如陶家輪明就中央断取如陶家輪下
不著地四邊相絶也

はちろく須　運鈞

○管子　不明於則而欲出号令猶立朝夕於運鈞之上

○文字運陶泥立圓物之器也ト注セリ今俗云轆轤
轆とつさ

○楊升菴外集十四周礼旊人為簋注陶人為瓦模圜轉以成埴瓦器之模
物之相似若相倣然因名旊方往切音倣易云範圍天地之化喻造
化之循環無端若瓦模也董仲舒云如泥之在鈞々即旊也杜詩ア気
轉鴻鈞謂造化也云々○一本旊倣作畐物々相倣如一也

○文選西征賦潘安仁由此観之士無常俗而教有定式上也遷下猶鈞
𢥞作埏之埏埴○注漢書董仲舒曰上之化下々之從上猶泥之在鈞
唯甄者之所為○如淳曰陶家作器鈞上

壽ら

○万物名考異名注に　修尾

石川まさを言申しと云ふ何るぞ　異名帝称

を鈔きゝ御尾ふ何ゞ云へ多くしも仰て云つしと云し　たいしやく

かやしのたそふ尾まゝ鉄所の陸りハ昔しからぬるや速に年

大阪小表花とふ頃何りしやんてと云ふ　萬文選

髪　異名　たけ

涜剃　和名　つるし

湧子　和名　こまり　鎗劔名　ヤスリ

木蔵　和名　らうさ

椋葉　和名　むくのく

訂 和名

鉊 和名 安加のかま おほかま

鋗鑢 和名 のさくりの やすり

栓 和名 きくぎ

鉇 のかんな

○新撰字鏡 鉇 和名 ……

○今の鉋 ……

○宗祇已来上古作者とて皆よりたかの事ものときうつりかはる
此の世の風をまなびあらため作りその世をえらびさずらく
何ししかとも沙汰のかはりつよしと云いて別紙に
云ふ事は此の代の何にしても書きけり浜菊かくいとを入る
○公業は世子朱桃の書き入る浜をえかでしつゐにこれ
をつゐにこめたるなり

浜菊
のこと

鏻 [illegible] 滓

○古今著聞集十二 [illegible] 太政大臣 [illegible] 内裏焼てらい

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

排橐 たゝら ぬいご 火を吹出

○淮南子八本經訓 鼓橐吹埵以銷銅鐵 ○注 鼓擊也 橐冶鑪排橐 埵銅橐口鉄筒埵入火中吹火也 故曰吹埵

韛囊 ふきかは ふいご

○新大方廣仏華嚴經十二 韛囊 ○希麟音義二 上排䋄反蒼頡篇云韛韋皮也顧野王曰謂吹火鑄冶介熾也従韋𤰞声也𤰞音備也。

螺

螺鈿　らでん　あをかひ

螺鈿ハ和名抄ニ云青貝の事也古き物ハあをかひなるへし鞍
あふみのつくも貝鈿ハ西洋人ハ今地まじりをして上をすり
ろうきとぎ出也さて揺貝ともいふ螺ハ貝の名也鈿ハ字書ニ
金葉餝とみえ金貝蒔絵のことを青貝ハ今泥明の切入
をするといふ也螺ハ螺字を不解とすれハ玉貝の事也とし

○今案ニ螺鈿ハ和名抄ニ云青貝なし鈿ハ飾の事也一切経
の中ニ大聖文殊師利佛刹功徳荘厳経巻中の希麟音義
七ヲ云鈿飾上堂練反韻集云以宝瑟鈿以飾器物也下
昇織反考声云糚飾也文字典説修飾古今正字従巾
飾声音似とみえたり

鈿金

○丹鉛総録　相嵌　高嵌　鑲嵌

弢懐瓘書録云往在翰林見古鍾二枚高二尺許
有古文三百餘字紀夏禹功績皆紫金鈿似大篆神救（?）鷲人
蓋三代鈿金為篆其精類如此又季伯時得雕戈黄烏書
黄金文銘六字曰王用戈作雕戈鈿金法今亦不傳唐六典
有十四種金曰銷金曰拍金曰鍍金曰織金曰研金曰披金曰泥
金曰鏤金曰撚金曰戧金曰圏金曰貼金曰嵌金曰裹衣金而鈿
金不在其中今併其名亦不知矣

○元美曰趙布鵠云夏時嵩（?）爲相嵌訛曰為商嵌

○通雅　以金銀絲戧器曰商謂鑲嵌也用修以為欽嵌
智謂本商嵌蓋古謂剣為商商金商銀乃古之遺称也
弢懐瓘書録言三代鈿金今之所謂捻金宣盒郎唐之
戧金也今作去声曹昭以為剣金兩釛橋朘日倬葦有

鶴箋云鶴金飾貌戯金出此

指貝　さしかひ

さるあそひ螺細紫之介法小吉貝とりて子うのかけにまこしてくを
めりしはて庭出て指貝物をかひいたまこかひかりくる
間名ついもえさもり

○薩戒記　寛元年八月十七日　宴安楽光院　紅螺　赤桂木　指貝

深池　ふかいけぢ

はる雲かりかけし海の深きに小宮御の口ぬれしきに
みかりをみのえうきをもひうつれしきに金花深
みを深みてのふかきに金粉物をふるけとはいへはし
深みをりしても川のあをもちて宮の足さしいふ深きを
きりけぬ中なかすかを金粉池のかとて深みに新池
しいふとの上宗吹信上けり物其代のとのふかい多き
淡路鏡とて力をきりをこるもし

○深仲三良藤葉　藤来

ふかしろや風の吹をちかかれて庭の深きに花のいけぢ

○未来物旧

相嵌　さがん　象眼

今象子洞渋図のみ子さかんの為に作る象眼とかく
細きにうらしめつけ子を出して而未考相嵌を用ひし
輟耕録十七古銅器款識の事をいへる条に余嘗見夏琱戈於
銅上相嵌以金其細如髮夏器大抵皆然歳久金脱則
成陰竅以其刻畫處成凹也といへり今ての象眼の
事也

剔紅　ついしゆ　堆朱

○童子問 李蕭 格古要論曰剔紅器皿無新舊但看硃厚色鮮紅潤堅重者為好元朝嘉興府西塘楊滙有張成楊茂剔紅最得名但硃薄而不堅者多 日本国琉球国亦此物 ○居家必備載古抗高濂古玩器全用此論

彫物後藤代々十一代名作物

元祖 祐乘　二代 宗乘　三 乘真　四 光乘　五 徳乘　六 栄乘

顯乘　即乘　九 程乘　十 通乘　十一 壽乘

祐乘の事の光乘宗乘顯乘即乘程乘壽乘の事

右備前埴方利勝目利之事

廣之助　松乘長吉　丁雑之墳　凡字体　十八箇巻

精単俳の句　ソテおもし
○貞徳ぶり句にふかき　おもしと云ふ俳諧の名人北村季吟
とよみ出せしとぞ

入月

宝暦の末明和の初江戸に細工人ありて　眸（ひとみ）の流を白眼に迷ふ
をもつぎ或は白眼をいれもの士をおり付しも流行して
わその二君侍ら帛の前にかくをも作らせのはける聖なきもいり
えの陶に入りて輟耕録廿三聖鐵ノ条ニ云杭州張存幼患ニ一目ヲ時称ニ張
眼子ト忽遇ニ巧匠ニ為安ニ一磁睛ヲ障ニ蔽於上ニ人皆不レ能レ辨ニ其偽ヲと
みえて入目の細工也

款識　偃蹇字　かけひきの字

○輟耕録十七　古銅器鑑定条　所謂款識乃分二義款謂
陰字是凹入者刻畫成之識謂陽字是挺出者正
如臨平碁各自不同也云々下略　所謂識紋款紋不同識
乃篆字以紀功所謂銘書鍾鼎夏用鳥跡篆商則虫
魚周以蟲魚大篆秦用大小篆漢以小篆隷書三国録
書晋宋以来用楷書唐以楷隷三代用陰識謂之偃蹇
字其字凹入也漢已来或用陽識其字凸間有凹者或
用刀刻如鐫碑蓋陰識難鋳陽識易为決非三代物也
款乃花紋以为飾古器款居外而凸識居内而凹夏
周器有款有識商器多無款有識

○今案に文小二の名みとすり和るとろ而の款識い

銅器鑑識

○韜冊録十七 古銅器 宋番易張世南宦游紀聞云辨博書畫古器前輩蓋嘗著書矣其間有論議而未詳明有如臨墓硬黃響搨是四者各有其説云々此下中略辨古器則有所謂款識臘茶色朱砂斑真青綠井口之類方為真古其製作有雲紋雷紋山紋輕重雷紋垂花雷紋鱗紋細紋粟紋蟬紋黃目飛廉云々下略臘茶色亦有差別三代及秦漢間器流傳世間歳月寖久其色微黃而潤澤今士大夫間論古器以極薄為真此蓋一偏之見也亦有極薄者有極厚者但觀製作色澤自可見也亦有數百年前句容所鑄其藝亦精今鑄不及必竟黒而燥須自然古色方為真古器也 趙希鵠洞天清録集古鐘

鼎彝器辨云夏尚忠商尚質周尚文其制器亦然商
器質素無文周器雕篆細密此固一定不易之論而夏
器独不然余嘗見夏琱戈於銅上相嵌以金其細如髮
夏器大抵皆然歳久金脱則成陰竅以其刻畫者成
凹也銅器入土千年純青如鋪翠其色子後稍次午後
乘陰氣翠潤欲滴間有土蝕處或穿或剥並如蝸篆
自然或有斧鑿痕則是偽也銅器墜水千年則純緑色
而瑩如珠未及千年緑而不瑩其蝕處如前今人皆以
此二品體軽者為古不知器大而厚者銅性未盡其重
止能減三分之一或減半器小而薄者銅性為水土蒸淘
而盡至有鋤擊破處並不見銅色惟翠緑徹骨或其
中有一線紅色如丹然尚有銅声傳世古則不曾入水土

惟流傳人間色紫褐而有硃砂斑甚者其斑凸起如上等
辰砂入釜以沸湯煮之良久斑愈見偽者以漆調朱為
之易辨也三等古銅並無腥氣惟土古新出土尚帯土
氣久則否若偽作者熱摩手心以擦之銅腥觸鼻所謂
識紋欵紋亦不同識乃篆字以紀功所謂銘書鐘鼎夏用
鳥跡篆商則蟲魚周以蟲魚大篆秦用大小篆漢以
篆隷書三国隷書晋宋以来用楷書唐用楷隷三代
用陰識謂之偃蹇字其字凹入也漢已来或用陽識其
字凸間有凹者或用刀刻如鐫碑蓋陰識難鑄陽識
易為決非三代物也欵乃花紋以為飾古器欵居外而
凸識居内而凹夏周器有欵有識商器多無欵有識

古人作事精緻工人預四民之列非若後世賤丈夫之事故古器
欵必細如髮勻整分曉無纖毫模糊識文之筆畫宛宛如
仰瓦而不深峻大小深淺如一亦明淨分曉無纖毫模糊此蓋
周銅之精者並無砂顆一也良工精妙二也不吝工夫非一朝夕
所為三也今設有古器欵稍或模糊必是僞作質色臭味亦
自不同句容器非古物蓋自唐天寶間至南唐後主時於昇
州句容縣置官場以鑄之故其上多有監官花押其輕薄
漆黒欵細雖可愛要非古器歲久亦有微青色者世所
見天寶時大鳳環瓶此極品也偽古銅器其法以水銀雜錫
末即今磨鏡藥是也先上在新銅器上令勻然後以釅醋
調細碙砂末筆蘸勻上候如臘茶面色急入新汲水滿浸
即成臘茶色候如漆色急入新水浸成漆色浸稍緩即變

色矣若不入水則成純翠色三者並以新布楷令光瑩其
銅腥為水銀所匱並不發露然古銅声微而清新銅声濁
而鬨不能逃識者之見古人惟鍾鼎祭器稱功頌德則有識
盤盂寓戒則有識他器亦有無識者不可遽以為非但
辨其體質欵紋顏色臭味足矣夫二書之論銅器固已絜
然具備然清脩好古之士又不可不讀經傳紀録以求其源
委如薛尚功欵識法帖及重廣鍾鼎韻七巻者宣和博古
図呂大臨考古図王俅嘯堂集古録黄睿東觀餘論董
逌廣川書跋等書皆當熟味徧叅而断之以経庶可言
精鑒也

今案するに洞器とて一升の證據を觀冊閲十七小書し
くあそその名をいへる今はその倍ほかなし新渡も

△朧萊色 此色は洞にふるのかしこまるのやわい
あるいは色は古物の古色也宣徳乃秦漢間器
流傳世間歳月浸久其色微黄而潤沢とかいふべし

△朱砂斑 はだしといふ朱さびもまたさびといふ
あまりのつやまさりしは出ても朱のまじらぬ出来
るとそは一方に金のときさむらぬは色なく宝酒
の類ひつけてあるへ人の手いとのやうまた也

△直善線 あり金には色のつつみして古き
稀の洞中の宝珠なり西洋にて風雨にさらされし
けさにあまりくいにしへ古物の作り出稀の葱宝珠など

以唐々ゑの漆よ以来し掛し可至華々々てうらの
らしまとし気たに雷れの如し　紙線色さも之
△雷紋　うづまき篆◎　雷字の篆文の如け
△雷紋　一系し　回　其雷字の篆文之　田の字
△山紋　山形之へへ　へ之類
△軽重雷紋　古がけ比すの回之類
△金花雷紋　唐草子之類
△鱗紋　うろこかたし　△如此
△細紋　小紋形之字の形象不定
△霰紋　古字石目の類
△蜉紋　蜉の羽の摸紙の如し
　方等月花蘭以まぐての形摸紙のかりうとら　▦如此布目の類

○火具調度類目録
火桶　ひをけ　　火桶　大鉢　　桐火桶　きりひをけ
炉燵　こたつ　　火桶　ひばち
火舎　くわさ　　きせり
薫籠　ふせご　伏竈　熨斗　のし　　火熨斗　ひのし
火取り　ひとりし　　爐　いろり　　炉　いろり
火打　ひうちかね　○　火打袋　　火口　ほくち
燧火　やきいし　燧石　やきいし　　焼石　やきいし
炭鉤　すみかき　　鞴　ふきがはし　　踏鞴　たたら
付木　つけぎ　　硫黄　つけぎ　　引光奴　つけぎ

火桶の画讃

古き火桶の絵に芭蕉一字を書けるを深川の翁に送りける
桐火桶ハ後の京極院黄門定家卿の清書なとにもちひ給へる物にこ
のつけ奏の絵を書て桐火桶の画讃をと聞し給へり

或人云是数ての前に

西行法師の家の前の花に付て以花落るを見すてこ
とくの花に一筆を火桶にもそへたまへとて芭蕉翁の
風雅に
宗祇の旅枕にかける火桶なりともいはまくほしきことに
申しけり

○大桶　保坂菓物異名

○清田河九ヶ所への大桶のかたしれる子むくはむつし中なり

○流者の大桶子契元のまさしくれし

○日上九ちくつしきさう大桶

○出雲河井之画くう大桶なといつくかれし　武州羽生来洋

○凡河内躬恒集大桶子むかし

著[illegible]こそ[illegible]めくつ[illegible]の[illegible]のこそ[illegible]なりつる

柑大桶

○おほ東集に　柑の異名柑大桶

うつ[illegible]とれたりしものも[illegible]せきのすしく[illegible]

○浄瑠璃

[illegible]の大[illegible]の出桶子保坂菓物のしで[illegible]

[illegible]につ[illegible]大桶[illegible]やすと[illegible]

の子[illegible]を[illegible]るる[illegible]

[illegible]きたか山を[illegible]

○浄瑠璃集中の[illegible]にりく[illegible]

手すさび大桶の[illegible]やうしたる[illegible]子[illegible]

○こう川　勝履

○はぜち　小津

○伊勢松坂より出る小津小出を去る事一里の黄ハ書紀にも見えての名所也
其所ともしとを見て勤ける

桐火桶

○浄弁法師宇治川の歌桐火桶を地名と心得てかくはいひしならん
宇治川の瀬々のあじろに落ちなから氷魚にけさやたゆら
ますらを

大槌　いかゞり
信濃にも大津にも斜槌のさ渡しありいづれも信濃なり

○浅間嶽天明三年七月中旬の頃山の中なるところにも渡出来し霧雪などにあらず
河原の水とは渡らさきさへぬる時ところ浅場にいかん木かつき
られつきりての下のさかおしせい渡きしての中のきそりく小
さらりいかし浅間より出しより浅り人多く見えかゝひつのかみ
を大槌の字を書つて浅間子浅くは鍛子有の南所に見えたり

○大槌　いかゞり
○明月記建保元年十月十日先達の甲子忌法楽
退出し以後大槌之浅楽云々夫未定
文暦元年十二月廿日範氏より大槌

○大いかり
○浅間山の記に浅間より例の大槌の出ることしておこしてさ
○仲之集に下四方にむかひて浅間山の河のほとりにて魚をとれらせて稀
ばかりいつきの国に成し下にしてその浅間の雪しおろしてかくしせ
れて魚をも大浅の浅の河つてある時小魚を槌子をそう浅せ
守の四方をまもうし又大補の名子をきし浅子浅

○大鏡少文 関白忠平おとゞの御時 ……

霞殿　かゝし　仙殿　潤子殿之

○白氏文集卅三　秋雨夜眠　律　涼冷三秋夜安閑一老翁臥遅燈滅後睡美雨声中灰宿温瓶火香添暖被籠暁晴寒未起霜葉満階紅

○大鏡帝又 朱雀院生れおはしまして ……

熨斗 ひのし

○晋書韓伯傳伯年数歳至大寒母方作襦令伯捉熨斗而謂之曰且著襦尋當作複褌伯曰不復須火在斗中而柄尚熱今既著襦下亦當煖

○南史梁武帝紀 魏攻司州是急而明遣王廣之赴救帝为偏師行次熨斗洲 有人長八尺餘容貌衣冠皓然皆白縁注呼曰蕭王太貴

○北史李渾傳 尉遲迥反于鄴時李穆在并州隋文帝思慮迥遣渾乘驛諭穆〻遽令渾入京奉熨斗曰願執柄以熨天下也文帝大悦

○淮南子糟丘生于象箸炮烙始于熨斗

○梁簡文帝詩 熨斗金塗色簪管白牙纏

斗熨　のし　いのし　熨斗

○古浄るり たゝみの上にしらふ小絹をゝきてそのまゝのし
明衣 岩より熨斗より出る白人よくかきしめおのこ
けりも しらゝきぐ河にのかゝにて宰相ぞもちゆる

○晉書 列 韓伯傳 伯數歲母殷作襦令捉熨斗曰且著襦尋當作複褌 伯曰不復須火在斗中而柄當熱 今既著襦下亦當暖

○白氏文集第四 新楽府 繚綾 廣裁衫袖長製裙 金斗熨波刀剪紋 ○同第十二 閑遊以郭詩 西日韶光畫 南風暑氣微 展張新小簟 熨帖舊生衣

金斗熨波 同上 繚綾 廣裁衫袖長製裙 金斗熨波刀剪紋 白氏文集 新楽府第四

付竹　つけたけ

硫黄　ゆわう

○源平盛衰記 圓満院大輔 [illegible] 圓満院大輔 燧(ひうち)
付だけ(付竹) 硫黄なとを用意して [illegible]
ちと [illegible] 小法師 [illegible]

○ [illegible] 硫黄ハ今世ニ [illegible] 付竹 [illegible]
[illegible]

[illegible]

大筋　いざ　かんき

○九郎判官義経　いざしを
みたまひ、さけのめ給へ、よの子どもともにうちよりて、くだり
今宵まで、これをさけのめ給ふそく、みなの毛年の
わらはとして、まことの大将しくしられ候かうつりよ
平れ人々のたまへのまにまに御をとましやうすならんとおもふれ
御別しくとて、つりおくる

おもひ　火屋　かはおもひにいふ　火盡

○ 新古今集 ちりしかはあふひはおもひ火屋のおもひに
くゆるおもひを かはりはてぬる 布の盛に
しらすとも いかなるやなしての 火葉かし もゆるこゝろ
入集 かくれなき 火盡かしの 火屋もむしろ
くもとりて かはらぬ 火をいれて 万葉集 火盡を
火うちをとりて 川 ひとつに 消えぬ おもひに いふ
そもく 火屋 おもひいで 火の こゝろに
たのみける 火の おもひに 門たくの こゝろ 山口
みこと 神の こゝろにおもひ みな 火うち 火
のもとにおもひ 四方に おもひ 打ちを 火うち
小角国 火うちの こゝろ しつつ やむや

火打　ひうち　燧

○ 新古今集 よりかけし 枕の 火うち よするかな
ちんとして まちわたる 布の盛に
しらすとも いかなるや なしての 火葉かし もゆる こゝろ

○古事記　解開其嚢口而
見者火打有其嚢於是先以其御刀苅撥草以其火
打而打出火著向火而燒退還出皆切滅其國造等

○ひうち 燧

○白虎通曰謂之燧人何鑽木燧取火教民熟食養人利
性避臭去毒謂之燧人也

○淮南子十七說林訓凡用人之道若以燧取火疏之則弗得
疏稍数之則弗中数於正有疏数之間得其當
遅也　　　　　疾也　　　　　火乃生

燧臼 ひきりうす
燧杵 ひきりきね ○

ひきりうすは檜木の板を作りて火の杵にて摩とするなり
きねは火切りしにはせるに檜の板をもいつし檜杵を以て節
ところ火の出るは火きりとす
此の杵をさり挿のはりよかめり

○古事記上櫛八玉神化鵜入海底咋出底之波邇作天八十毘良迦而鎌海布之柄作燧臼以海蓴之柄作燧杵而鑽出火云是我所燧火者云々

燧袋 ひうちぶくろ 火打袋
○古事記 日本武命
○軍防令 巻之八 叙刀子砥石火燧 巻之廿二
○軍防令 巻之八 巻之
○武林 巻之一 巻之
○燧袋考證
○天正記 燧出国脇差図 [illegible] 伽羅葉英 類 [illegible] 人にも火 燧袋し [illegible] 小葉 [illegible] 中に [illegible] 持し以石 [illegible] 乃 [illegible]
○宇治拾遺 [illegible] 四十以後さげ [illegible] 時の [illegible]
[illegible]
かつぎ ○刀は新 [illegible] ひうち [illegible] さげ
へかきて 一本 [illegible]

○武雅記 云々一本作ニ記 伊勢ち公孝記 [illegible]みな時の時[illegible]とさしけれ
あさくらや[illegible]
[illegible]葉を入[illegible]
歟

○出挙物語上 [illegible]
つ[illegible]の[illegible]梅を[illegible]
つ[illegible]
しや[illegible]
[illegible]
[illegible]
小[illegible]

○紀貫之集七 めつき [illegible]のへ[illegible]くつよ[illegible]のかし[illegible]
たき物をいきくるし[illegible]
をりふおもて[illegible]

○今昔物語集十九 [illegible]血[illegible]旅の[illegible]
[illegible]
[illegible]

○夫木和歌集 [illegible]布の[illegible]
くる[illegible]
[illegible]

○今物語 [illegible]
[illegible]

○夜雨といふ事　是非いかゞ入りけるにや　白き蛇をたきおとし
まうし出すをとゞめしかばとし
こゝろえぬといふ事も　彼者の上の事しき[illegible]へいり
○今の事よけしき親王の具同じられつゝへの[illegible]
○源持兼九郎がら　京さし西へまかりけるなかにて出すほどき
てつかはしける　しみからも
このたびも秋をいそぎれぬことのすゝいけえんまよといひ出す

○土御門院第十五年目出す鉄はうたつして行
是ぞ御を前に絶し中の極の形を包むに鉄さ入女
ぶらけける処をこそもふしえ[illegible]のけ所のうぐらう白比
の御かし梅へさらり御子の出すのやう色つけよ如れざる
なすうへを切し血を掛い極形かしぬらをしまする子太刀
一の振り至りけ[illegible]の左太刀　禁中[illegible]御の[illegible]
なる故禁中にて人を切ちる後のみなれとも[illegible]の[illegible]し
小狗て太刀かけし　軍中へいちえ小鳥のうへ　八幡太郎
後冷泉院へ[illegible]の弟義[illegible]中へ[illegible]のつも[illegible]
るが太刀かけしくも出す鉄を法の[illegible]にて[illegible]し
[illegible]のもしのその大刀鉄[illegible]
○今梅にける百ときれるかし　書し古書かこへ出る
公用まで御をけるに今様の御さえの出すといふなるといひ

しられたりけり　大織冠の御事を申す事なり　鎌足
大臣を多武峯にうつし奉り　御墓を築きしめ給ふ
葬りの事かくしてれのをまへ　同かたに見えたり　若
しかるへきにこそとてはしめて　鎌足を
御まつりのやしろに在りしとかや　云々上
このころまてはかやうにや申しけん

○律宗の書記　此の律師の事など
もんもの延行の者也　其の寺の縁起を
申すれ間にして記とと云ひ　此れ
壇元とこれより三蔵の剣と宗薬の剣をあり
姫とは夫延寿院　其のまゝの寺也　此れ
ええ日に遠くの門をさしひらきに御の清浄
作者の時の前宮に　其の二つの其の御法を
此れらによりて世を三子ほかつを得ず

よかの娘を持の縁子の日ははしたしの世ま
ありへの縁力は海の尊ぶとけしたる縁とも云へり
○同上　園満院大僧正山の中多かは大輔殿とりけ
硫黄をして見知して　姫縁子上にらひいかりちとは其
淀作中遂かすして　出へここのかれ
今の事を書記　此の縁を縁の清浄の縁を不
其二つの縁とれ成させらしいのかれさ
此れはかされらは清ふかし　日本書紀
おの此れ一宝かまいのかに　渕湯沢をと
ゑて清物のれはりかの　出べきとけにし
其の云ふこのいの経済の化說ゆかしたく

鹿の苑ゆかし
○たる此記　又水の宗旨の楽　柄勤のよ含まして

こゝろは刀を㐧の法の光おく供養さげ

○古今九　小松道相模　考徳庄に　松を依て法をかけ
けにいふも焼儀を合て拝みつ紙焼を十二おもひやうに法の
へ前ゆゐ

○川上院の御自筆に来　何もおもひめぐらし　院生人道
道寺院参して道勝として参詣し　京の枝葉さげて法
しらぬさもりしめぐらんに人ありは仏法しめ

○足洋役事に大おも供養あり　に採葉の菓子業代にして
さげさかふけいこそなり　業の指芽小中に志をして拈を
拈鞠といふ　○秋但母絶しておもむく　けふの制にく
しるがつとて供養　寺業の採葉出見る業代くらく
鞠ふけてさびやうをさげきやそこの日　夢なし

やきじ○

○前漢書　廣川惠王去與昭信從諸姬至望卿所﨟其身　燒鐵　やいくし
更擊之令諸姬各持燒鐵共灼望卿

燒餅又　やきもちん

○義足鈔巻二　義経の物に当居菓子餅とぬりて
小作りにしてその菓子餅のやうを人に渡してみてたく
まじりての菓子餅を出し焼いて合たのぞして焼餅みゝの
ねかりし

焼石　やきいし

○大鏡十二 太政大臣 [illegible] 一男 [illegible] 保 [illegible] も [illegible]

[illegible]

[illegible] 焼石 [illegible]

[illegible]

[illegible]

○ [illegible]

○関白家 [illegible] 焼石 [illegible]

[illegible]

○万葉 [illegible]

[illegible]

○十訓抄十二 太政 [illegible]

[illegible]

風の音のつくりしきれどよく陰焼石をさしつゝ
いはずさかぬそへつゝせられば

○焼石　切り紙
以湯　同上十年二月廿一日金物腰湯備返云以湯浴焼石
石蔵垢仍上之介晩之　同時成物臣以湯可試
○同上正治元年十二月八日　大盤石切屋云　被究焼石之大つくし　出事

炭鉤　すみかき

炭をかきよする道具にて火かきとも又火箸のやうなる物にて炭を挟みてかく物なれば其さまをもいふべし

○和名抄　炭櫃ノ　炭鉤　陸詞切韻云鉤　音鉤　和名炭鉤也
○字彙　鉤余六切音育　鉤錦取炭器也

○夢見雑集廿二に地の絵の燈火をさし地の絵の上に上臈へ一人の燈火をさし出しての比蔵へ申しけれども刺力小力をかざし鉤の小炭の火ばし小地へおちて

ちゞくをさしそえをあらはちらかくれてみ弟々にみ蔵てハみな
かくれてしみ事ある事うへしと見たへの玄の金の出きを布く塩て地の
銀子山乎れハ蛇すかくれて再ハ来まし

内閣文庫

鞴　和名　ふきかは

踏鞴　和名　たゝら

国立公文書館
National Archives of Japan